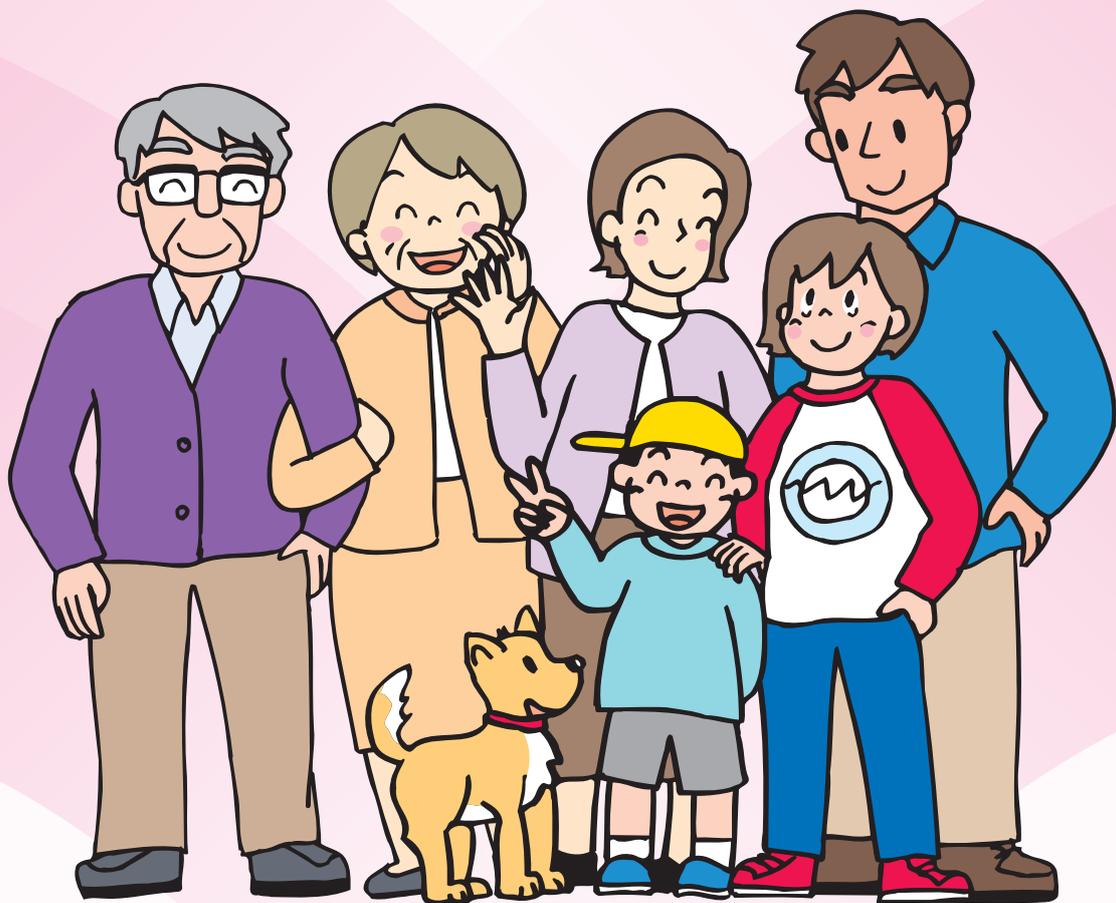


あきたの司法

2010

秋田地域司法計画

秋田における法的サービスと
権利救済の充実をめざして



秋田弁護士会

Akita Bar Association

あきたの司法 2010

もくじ

はじめに	3
1 秋田県民のくらしをめぐる法律問題	5
① 多重債務 6	
② 消費者被害 7	
③ 家庭内のトラブル・DV 9	
④ 労働問題 10	
⑤ 貧困 12	
⑥ 子ども 13	
⑦ 高齢者・障害者 15	
⑧ 犯罪被害者 16	
⑨ 民事介入暴力 18	
⑩ 公害環境 20	
2 刑事裁判をめぐる問題	23
① 刑事弁護活動 24	
② 被疑者国選弁護制度 24	
③ 当番弁護士制度 24	
④ 被告人(刑事裁判)の弁護活動 25	
⑤ 裁判員裁判 25	
⑥ 今後の課題 26	

3 秋田県における弁護士の活動	27
① 秋田弁護士会	28
② 法律事務所・弁護士	30
③ ひまわり基金法律事務所	33
④ 法律相談センター	34
⑤ 法テラス・法律扶助	35
4 地域と弁護士の協力	39
① 法教育	40
② 高校生への消費者教育	41
③ 自治体との協力	42
④ ADR	44
5 裁判所・検察庁に向けた働きかけ	45
① 裁判所	46
② 検察庁	48
附 秋田弁護士会常設相談窓口	50



はじめに

秋田県は、全国 47 都道府県のうち、6 番目の面積を持つ県ですが、人口は年々減少し、平成21年12月時点で約109.6万人となりました。これは、日本の全人口の約0.86%で、都道府県別では37番目となっています。一方で、秋田県においては、65歳以上の県民の占める割合は全国 2 番目と高齢化が進み、自殺率の高いことでも知られています。

このような現状の中で、秋田で暮らす県民がさまざまな法的問題で困っていることが予想されます。「あきたの司法」（秋田地域司法計画）は、秋田の県民が、どのような法的問題で困っているか、その問題の解決や権利救済を図るべき弁護士・弁護士会、裁判所、検察庁などの現状がどのようになっているかを明らかにして、今後、秋田の県民が必要な法的サービスを受け、その権利救済が図られるためにはどのようにすればよいのかを提言したものです。

また、「あきたの司法」では、弁護士会についての活動内容の紹介にもかなりの力点を置きました。これは、弁護士会の活動を知っていただき、とかく敷居が高いといわれる弁護士・弁護士会へのアクセス障害の解消の一助としたいと考えたからです。

これまで、司法の問題は国の組織である裁判所や検察庁が関わっているため、全国的な考察はなされても、地域的な考察はあまりされてきませんでした。しかし、秋田には上述したような秋田特有の事情があり、県民からすれば、その地域での法的な援助体制や権利救済体制こそが重要だと考えられます。一方で、各県ごとに弁護士会があり、各弁護士はその事務所を置く地域に密着し、各県ごとにある裁判所を中心にした活動をしていますから、弁護士会こそは、各地域の法的サービスや権利救済制度のあるべき姿を提言すべきと考えました。

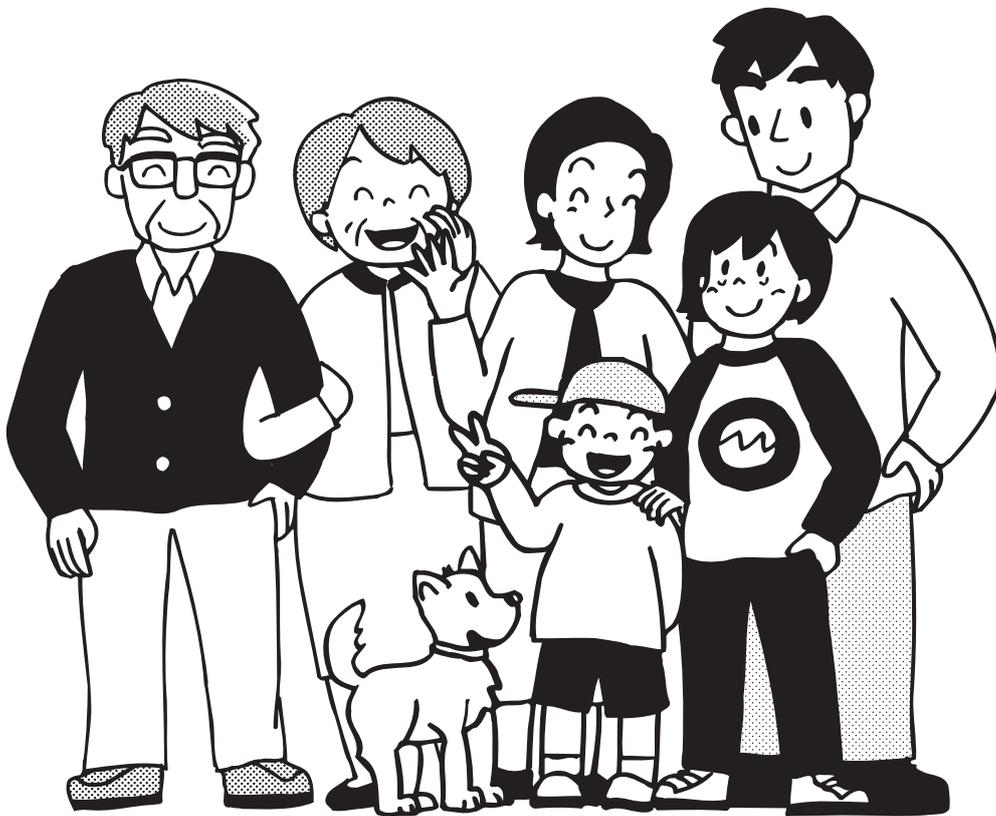
秋田で地域司法計画を策定し公表するのは、今回が初めてのことです。そのため、現状把握についても十分でなく、今後の提言についても具体的な目標まで言及することができない点が多く、これで策定の目的が果たされたのかと疑問をもたれることもあるかと思えます。しかし、秋田弁護士会は、今後、この「あきたの司法」をもとに、地域住民に対する法的サービスは十分か、権利救済は図られているかを常に検討・検証しながら活動し、それによって秋田における人権擁護と社会正義の実現が図られるよう努めるつもりです。そして、そのような実践や検証をもとに、「あきたの司法」の改訂を予定しています。

地域の皆様、自治体などの行政関係者、立法に携わる方々及び司法関係の方々等に是非とも活用していただき、今後の秋田の地域司法のために御提言をいただければ幸いです。

1

秋田県民のくらしを
めぐる法律問題

秋田県民の くらしをめぐる 法律問題



1 多重債務

① 秋田県における多重債務の現状

多重債務とは複数の貸し手より借金をしている状態のことを指します。我が国の消費者金融の利用者は約1,400万人、そのうち5件以上の借り入れがある多重債務者は82万人を超えているとされ、全国的に深刻な問題が続いています（平成21年10月現在、金融庁発表）。これを人口比にすれば、秋田県でも約7,000人が、5件以上の借入がある多重債務に陥っていると推察されます。

事実、秋田県においても、県生活センターへの相談のうち、最も多いのは多重債務に関する相談です。平成14年度から平成18年度までの相談件数は年間500件から600件前後でしたが、その後飛躍的に増え、平成19年度は従来のおよそ倍の1,110件に、平成20年度には1,312件にものぼっています（県生活センター資料より）。

多重債務に陥った理由は、失業や減給、病気や事故、保証、ギャンブル、浪費等、さまざまであり、債務者の年代も幅があります。この低迷する経済状況の中では誰もが、予期せずして多重債務に陥る危険があるといえます。

多重債務が全国的に深刻な問題であることは、自殺の原因にも現れています。我が国の自殺の原因は、平成の初期においては男性中高年層では病苦が37%と一番多く、経済的理由は23%でありましたが、最近数年間では同年齢層の自殺の原因の54%が経済的理由でした。また、女性の自殺の原因も、経済的理由が4%から18%へと増加しました。秋田県でも、平成16年から平成18年の累計では、経済・生活問題を原因とした自殺が病苦を上回り、最も大きな割合を占めています（「自殺実態白書2008」より）。

このような状況のもと、平成19年、政府は「多重債務問題改善プログラム」を掲げ、本格的な取り組みを始めました。このプログラムが策定された当時、5件以上の借入がある多重債務者は全国で200万人を超えているとされていました。現時点においては、上記の数まで減少しているとされていますが、依然として深刻な状況であることには変わりありません。

② 多重債務に対する当会の取り組み

ア サラクレ相談センター

当会では、平成13年7月より、サラ金やクレジット相談の専門窓口としてサラ金・クレジット相談センター（サラクレ相談センター）を設け、毎週月曜から金曜までの毎日、秋田市内のサラクレ相談登録弁護士の事務所において、1日6人の枠で相談を受け付けています。また、予約が一杯で、相談を受けられるのが1週間先になるような場合は、登録会員の協力により、臨時相談枠を増設するなどして個別に対応しています。さらに平成20年5月からは、初回の相談料を無料としました。当センターに寄せられた相談件数は、平成19年が1,530件、平成20年が1,456件、そして平成21年は1,283件となっています。

各支部においても、登録弁護士が月1回、事務所待機方式での初回無料のサラクレ相談を受け付けているほか、各支部で週1回、法律相談センターによる相談を受け付けています。

サラクレ相談センターでの相談を受けた会員は、相談者が事件処理を依頼したいとの

意思を表示したときには、特別な事情がない限り受任するよう努めることとなっており、また、着手金等に関しても、法律扶助制度の利用や、分割受領に応じるよう努めることとなっています。

平成21年からは、より多数の県民の方々に相談に来ていただけるよう、広報活動に力を入れ、弁護士会ホームページに多重債務相談のバナーを設けました。

イ 他機関との連携・協力

当会は、県内各自治体が主催する多重債務者の掘り起こし・救済のための定期的な無料相談会に会員を派遣しているほか、東北財務局の巡回法律相談への協力や法テラスとの共催による全国一斉無料法律相談会の実施など、他機関との連携・協力のもとで、多重債務者の救済を図るべく尽力しています。

ウ 事例検討会の実施

当会では、多重債務問題の解決については、会員間の情報の共有・意見の交換が必要であると考え、定期的に事例検討会を開催しています。これには多数の会員が参加し、研鑽を積んでいます。

③ 今後の展望

ア 自治体との連携・協力のさらなる強化

多重債務の解決は、一人で悩まずに誰かに相談することから始まります。当会は、多重債務に悩んでいる方々が早期に適切な指導を受けることができるように、今後も各自治体との連携・協力体制を強化していきます。現在、多重債務問題の常時相談を受けることができる、「センター」と名の付く自治体窓口は、県の消費者センター、秋田市消費者センター（いずれも秋田市）しかありません。県北でも常時相談窓口はあるものの、未だ十分とはいえません。当会では、県北・県南における相談窓口をさらに強化するよう県へ要望しているところであります。

イ 広報活動の拡大

ここ数年、多重債務者が非弁行為や保証料・紹介料等の詐欺に遭ってしまい、さらに経済状態を悪化させてしまうという被害が県内でも発生しています。このような被害を防止するためにも、当会が多重債務問題についての相談体制を整えていることを県民の方々に広く認識していただけるように、広報活動の拡大をしていく予定です。

2 消費者被害

① 現 状

ア 秋田県における消費者相談

秋田県、及び県内各市町村に寄せられた消費生活相談の件数は、平成19年度で8,658件、平成20年度で7794件ありました。県（生活センター及び地域振興局）と、各市町村がおおよそ半数ずつの割合となっています。

県への相談の中では、およそ4割から5割が、特定商取引法で規制されている無店舗販売に係る相談となっており、平成20年度の場合、訪問販売が298件、電話勧誘が269件、通信販売が1,019件、マルチ商法等が72件、等となっています。

一方、県は、特定商取引法に基づく業務改善指示等を他県と比較して積極的に行って

おり、平成17年度から平成21年末までで、7件の業務改善指示及び業務停止命令を業者に対して発しています。

無店舗販売に係る相談件数

	訪問販売	電話勧誘	通信販売	マルチ等	その他	合計
平成20年度	298	269	1,019	72	54	1,712
平成19年度	333	309	1,220	91	62	2,015

イ 大規模消費者被害

消費者被害の中には、かつての豊田商事事件に代表されるように、全国に多数の被害者が発生する事件があります。宝石買い戻し商法や節電器販売事件、エビ養殖への出資を持ちかけた大規模詐欺事件などが起こっていますが、これらの事件については県内にも多数の被害者が存在しています。

また秋田県内でも近年、高齢者を主なターゲットとした海外先物オプション取引名下の詐欺事件が発生しました。こちらの被害はほぼ秋田県内に限られていますが、被害者約600人、被害総額約78億円という、極めて規模の大きい事件となってしまいました。

② これまでの対応

当会ではこれまで、県内における多数の被害が発生しているとうかがわれる事件については、被害者説明会を開催したり、被害対策110番を実施し無料で電話相談を受け付けたりして、現状の報告や今後の対応についてのアドバイスを行うなどの対応をとってきました。

消費者問題対策委員会においては、県内各自治体の消費生活相談担当者らとの情報・意見交換会をおおむね2ヶ月に1回程度、開催し、これにより、被害の発生をいち早く関知することができているほか、相談員の方たちに対し法的観点からの各種商法の問題点を指摘したりしています。

また、県内の各団体からの依頼に対し、弁護士を講師として積極的に派遣して講演・講義を行っており、消費者被害を防止するための啓発活動につとめています。

平成17年度からは、秋田県議会議員有志で組織された不招請勧誘禁止条例制定をめざすプロジェクトチームと協同して、論点整理や条文案の検討などを行ってきました。平成21年12月段階でプロジェクトチームは一時休止していますが、今後も協同していく予定です。

なお、具体的事件について受任した会員が被害回復のために活動することはもちろんですが、大規模な消費者被害が発生した際には、上記の被害者説明会等を契機として、消費者問題対策委員会の委員が中心となって被害対策弁護団を結成し、集団訴訟を提起するなどの活動を行ってきました。最近でも、節電器販売事件（アイディック事件）や、海外先物オプション取引詐欺事件（ファーストオプション事件）などで、活動の実績があります。

③ 取り組みの課題

ア 情報意見交換会の充実・自治体相談窓口との連携

前述した情報意見交換会は、個人で業務を行うことの多い弁護士にとっては、最新の情報を共有することのできる貴重な機会ですので、同会の継続と内容の一層の充実をはかります。あわせて、被害に遭われた方が弁護士に早期にアクセスできるように、このネットワークを利用して自治体相談窓口との連携を深めていきたいと考えます。

イ 消費者被害の発生を未然に防ぐための啓発活動

発生してからでは、被害の完全な回復は困難であることが通常です。被害の発生を未然に防ぐための取り組みの1つとして、各種団体等への講師派遣についても拡充を図り、より一層の啓発活動を行います。また、そもそも弁護士会でそれらの活動をしていることが知られていなければ利用にはつながりませんので、周知徹底するための広報活動も工夫します。

ウ 会内研修等による研鑽

現在、多重債務事例については、会員全てを対象として事例検討会が行われていますが、それ以外の消費者問題についての情報交換や検討の場は、先に挙げた消費者問題対策委員会での情報意見交換会が存在するのみとなっています。悪質商法の手法も多様化し、また、特定商取引法等の法改正もたびたびされているところであるので、日弁連で主催している会員向け研修への多数の参加を呼びかけるほか、会員のスキルアップのため、会内研修の実施も検討します。

3 家庭内のトラブル・DV

① 秋田県における実情

昭和63年から右肩上がりであった全国の離婚件数は、平成14年に28万9,836件に上りました。以後は減少傾向となってはいますが、それでも平成19年の全国の離婚件数は25万4,832件、平成20年は25万1,147件となっています。秋田県における平成20年の離婚件数は1,823件で、人口1,000人あたりの離婚率は全国1.99に対して秋田1.65であり、全国との比較では離婚件数が多いというわけではありません。しかし、全国と秋田県の弁護士数を考えると、年間1,823件の離婚件数に代表される家庭の問題に対して、必要な弁護士の法的援助が届いているかは大いに疑問が残るところです。

また、家庭の問題の中で、離婚について多いのが相続のことであり、秋田弁護士会の法律相談センターや法テラスでの法律相談においても、相談件数は年間100件を超えており、弁護士の法的援助に対する需要は多いと考えられます。

秋田県内の家庭裁判所に申し立てられる家事調停件数も、以下のとおり、ここ3年を見ても増えており、夫婦の問題に関する件数が半数近くを占めていますが、最近では、子の監護者や親権者に関わる申立ても増えていきます。

秋田県内の家庭裁判所に申し立てられた家事調停件数

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
夫婦関係調整	446	467	467
子の監護に関する処分	170	172	232
親権者変更等	41	61	63
婚姻費用分担	41	48	38
親族間の紛争	22	16	18
遺産分割	77	88	61
その他	110	115	112
総 数	907	967	991

家庭裁判所の調停で解決されずに、離婚等の裁判が申し立てられる件数は、平成18年76件、平成19年65件、平成20年76件となっています。

一方で、秋田県の女性相談所等の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、平成15年度612件、16年度666件、17年度701件、18年度1,059件、19年度1,246件と増加の一途で、20年度には1,323件ありました。ドメスティックバイオレンス（DV）を訴えて保護された人数も、平成20年度には年間50人を超えました。

秋田県内で地方裁判所に申し立てられた配偶者暴力についての保護命令件数は、平成16年15件、17年16件、18年29件、19年27件、20年47件と増加しています。

② これまでの秋田弁護士会の取り組み

秋田弁護士会では、家庭のトラブルやDVの問題に対して、毎年、女性の権利110番、離婚110番、相続・遺言110番を各1回実施して無料の電話相談を行っています。過去5年間の寄せられた相談件数は、以下のとおりです。

秋田弁護士会の110番に寄せられた相談件数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
女性の権利110番	10	10	33	20	16	22
離婚110番	35	39	36	26	22	
相続・遺言110番	67	48	74	56	57	53

※平成21年の離婚110番は実施していません。

また、秋田弁護士会では、月曜から金曜まで、弁護士会館で法律相談を行っていますので、家庭のトラブルやDVについても適宜法律相談を受けることができますし、法テラスの相談援助も利用できます。

③ 今後の秋田弁護士会の取り組み

秋田弁護士会としては、今後とも、適宜、離婚や相続など家庭のトラブルにかかわる110番活動を実施するなどして、県民の法的需要に答えていくつもりです。また、家事事件やDV事件について、研修などを通じ、より良い法的な支援ができるよう今後も研鑽を重ねます。

なお、上記のとおり、秋田県内では、年間1,000件近い家事事件申立てがあり、配偶者間の暴力についても年間1,000件を超える相談が行政機関に寄せられている現状があります。家事紛争は、当事者の生活全般を巻き込んでの問題となることが多いため、互いに冷静な判断ができなくなることがあったり、DV被害者の場合には安全を確保する必要があるなど、法的な援助が特に必要とされている分野です。しかも、DV事件の特徴からすると、早期に法律な援助を受ける必要性がありますし、感情的となった当事者間の紛争解決にあたるためには、複数の弁護士による支援体制が有効な場合もあると考えられます。これらの需要にこたえることができるような相談窓口の新設等も検討する必要があります。

4 労働問題

① 秋田県における労働問題の現状

長引く不況の影響からか、労働紛争は全国的に増加していますが、この傾向は秋田県にお

いても例外ではありません。

秋田労働局、県内総合労働相談コーナー、労働基準監督署及びハローワークに寄せられた総合労働相談（労働問題に関するあらゆる相談）件数は、平成15年度に6,000件を、平成16年度に7,000件を、平成17年度は9,500件を超え、平成18,19年度には1万件を突破し、平成20年度は1万4,000件に到達し、年々増加しています。

総合労働相談に寄せられる相談の内容ですが、平成20年度においては、賃金・退職金・解雇・労働時間などに関するものが1万1,262件と最も多く、募集・採用に関するものが130件、育児休業・セクハラなど女性に関するものが55件、職場でのいじめなどに関する相談は2,753件となっています。特に、解雇・いじめに関する相談が前年度に比べて増加しているのが特徴です。

秋田弁護士会が行っている有料法律相談でも、平成20年度は69件の労働相談が寄せられています。内訳としては、解雇に関する相談が11件、賃金・退職金に関する相談が25件、労災に関する相談が1件、セクハラに関する相談が3件、職場でのいじめ等その他の相談が29件となっています。

2008年秋からの世界的な不況や国内での「派遣切り」の状況等からみて、相談に至っていない水面下の紛争も含めると、秋田県において、相談にまで辿り着けないさらに多くの労働問題が生じていると予想されます。

② 労働紛争解決への道筋

ア 行政による解決

i 都道府県労働局長の助言・指導

解雇・賃金未払いなど、個々の労働者と使用者間の労働紛争について、労働局長が、当事者に助言や指導をすることによって、自主的な解決を促す制度があります。平成20年度における秋田県内の助言・指導申出受付件数は58件で、解決に至ったものは24件となっています。

ii 秋田労働局の紛争調整委員会によるあっせん

個々の労働者と使用者間の労働紛争について、具体的なあっせん案を提案するなど、当事者間の調整を行って紛争を解決する制度です。平成20年度、あっせんの申請は82件ありましたが、内37件で合意が成立しています。

iii 秋田県労働委員会によるあっせん

最近の個別労働紛争増加の現状から、都道府県労働委員会でも個々の労働者と使用者間の労働紛争について、あっせんなどがなされています。秋田県労働委員会においても、平成20年度は5件のあっせん申請があり、内3件が解決に至っています。

イ 司法による解決

裁判所における司法による労働紛争解決手段としては、通常の訴訟や労働仮処分といった手続がありますが、平成18年から、簡易・迅速な紛争解決手続として労働審判が始まりました（ただし、秋田本庁のみです）。

平成20年度、平成21年度（6月現在）の秋田地方裁判所における労働仮処分と労働審判の新受件数は、以下のとおりです。

【平成20年度】	【平成21年度】
・仮処分 4件	・仮処分 6件
・労働審判 5件	・労働審判 6件

③ これから秋田弁護士会に求められること

行政に対する相談件数が年間1万件を超えている一方で、弁護士会が行っている法律相談に対する相談件数は69件に留まっています。

県民に、弁護士会が労働問題の法律相談も実施していることを広く知ってもらうために、広報活動を強めます。

また、法律相談の場を設けるのと同時に、労働問題に関する研修等を通じて弁護士のスキルアップを図り、労働問題に積極的に取り組む弁護士を確保することも必要です。

ただ、直ちに法的手段をとることが必要なケースや、弁護士が介入することで迅速な解決が図られるケースも少なくありません。行政の相談窓口には多数の相談者が訪れている現状からすると、行政との連絡を密にし、行政の相談窓口から秋田弁護士会を紹介してもらい、県民に対して適切な法的サービスを提供し、労働者の権利の実現を図る必要があります。

5 貧 困

① 現 状

現代においては、働いても人間らしく生活できる収入を得られないワーキングプアが増加しています。年収200万円以下で働く民間企業の労働者は、全国で1,000万人（全労働者の5分の1）を超えており、非正規雇用の労働者も全労働者の約3分の1を占めています。女性労働者については、4割以上が年収200万円以下であり、貧困で行き場を失う女性が増えています。また、平成21年12月の完全失業者数は317万人と、1年前に比べ47万人増加しており、低賃金労働、不安定就労、失業などによって生活困窮に陥った人々が増大しつつあります。

もっとも、雇用保険をはじめとする社会保険制度、生活保護などの公的扶助制度が十分に機能していれば、直ちに生活困窮に陥ることはないと思われます。しかし、雇用保険の受給期間が短いなどセーフティネットとして不十分ですし、そもそも、非正規雇用の労働者の多くは、雇用保険などの社会保険に加入していないという現状があります。生活保護も、社会保障費抑制による支給額減額・支給要件の厳格化、さらには、相談者を不当に追い返す「水際作戦」が行われ、十分に機能していない状態にあります。

そのため、最近では、「派遣切り」に遭った非正規労働者らが、仕事と住まいを同時に失い、直ちに、明日の暮らしにも窮する状態に追い込まれるといった事態も顕著となっており、貧困の問題が一層深刻化している状況下にあります。

本県について言えば、平成20年度の平均年収は358.6万円であり、47都道府県中45位と低い水準にあります。また、最低賃金は、平成20年11月に11円引き上げられて、時給629円となり、平成21年10月からは632円となりましたが、それまでは全国で最下位の層にありました。14年連続で自殺率が全国1位となっている背後には、貧困が根深く存在しており、自殺対策を進める上でも、貧困の問題への対処は、不可欠な課題であると考えます。

② これまでの弁護士会の対応

日弁連は、平成18年の人権擁護大会（釧路）において、生活保護の問題を中心として貧

困問題を取り上げました。それ以降、当会では、人権擁護委員会が中心となって、「非正規労働・生活保護ホットライン」（平成20年6月）、「派遣切り・雇い止めホットライン」（平成21年3月）、「雇用と生活全国一斉無料相談会」（平成21年7月）、子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン（21年11月）、雇用と生活一斉相談（ハローワークで、21年12月）といった電話相談等を実施し、労働基準監督署への申告や債務整理、生活保護申請についてアドバイスをするなどしました。また、外部から講師を招いて、生活保護申請の実務について、会内学習会を開催しました。

さらに、平成20年11月には、労働者派遣法の抜本的な改正等を求める会長声明を発表しました。

各弁護士も、生活保護申請の同行支援を行ったり、生活保護申請権の侵害を阻止するなどの活動を行っており、貧困の救済に積極的に取り組んできています。

③ 取り組みの課題

当会としては、今後も、貧困の救済に積極的に取り組み、引き続き、生活困窮者に対する相談活動を実施するほか、生活困窮者が相談しやすい相談窓口を設置・拡充させる必要があります。

それだけでなく、ワーキングプアが増大し貧困が拡大する現状に歯止めをかけるためには、労働問題と生活保護等の生活問題に対する一体的な取り組みをすることが不可欠と考えられます。そのためには、まず弁護士が、社会保障制度や生活保護等に関する研修を通じて研鑽する必要があります。

また、労働法制・社会保障法制に関する十分な知識がない非正規雇用者が、違法な実態を認識し訴えることができない実情に照らし、当会としては、労働法制・社会保障法制に関する教育活動にも力を入れる必要があります。

さらに、これらの権利の実現を目指す諸団体との協力関係を構築させるほか、現在の法制度を今一度検証し、積極的に意見表明を行うとともに、生活困窮者に人間らしい生活と労働を保障させるべく、国・地方公共団体等に対して、貧困問題に関し、緊急にとるべき施策の実行を強く求める必要があります。

6 子ども

① 少年保護事件

ア 少年保護事件の現状

平成19年の全国における一般保護事件（道路交通法違反、業務上過失致傷等の交通関係事件を除く事件）のうち、弁護士付添人が選任された割合は7%で、少年を少年鑑別所に収容した上で鑑別を図る観護措置決定をされた事件における弁護士付添人が選任された割合は、約30%にとどまっています。

一方で、秋田家庭裁判所管内で観護措置決定をされた数は、平成18年36件、平成19年42件、平成20年34件に上っていますが、このうち、平成19年における付添人選任件数は7件で、選任割合は約20%と全国平均を下回っている状況でした。

イ 当番付添人制度の開始

付添人の選任率を上げるため、全国の弁護士会では無料で弁護士を派遣する当番付添

人制度を実施していますが、秋田弁護士会でも平成20年1月に18歳未満の観護措置決定を受けた事件について、当番付添人制度を始めました。平成21年10月末日からは、対象年齢の制限が撤廃されることとなり、観護措置決定を受けた全件について当番付添人制度の利用が可能となりました。

また、平成21年6月からの被疑者国選の対象事件の拡大に伴い、少年を被疑者とする事件についても被疑者国選弁護人が選任される機会が増えることとなりました。このような見地から、研修体制を整備したり、弁護士会内の付添人経験交流会を開催したり、少年に手続きを理解してもらう一助として当番付添人制度用のパンフレットを作成し弁護士の面会の際の説明に利用してもらうことにしました。

また、少年が家裁送致され被疑者国選弁護人の職務が終了した後も、弁護士付添人による継続的なサポートができるよう、法テラス秋田地方事務所の協力の下、少年の被疑者国選事件においては、弁護人選任時に、事件が家裁送致後も引き続き対応が可能かどうかのアンケートを行うなどして体制を整えています。

このような活動の結果、少年の被疑者国選弁護事件における家裁送致後の弁護士付添人選任率は、平成21年12月末段階でほぼ100%に近い数字となっています。

ウ 今後の課題

国費によって付添人を選任する国選付添人制度の対象事件は、一定の重大事件に限定されており、被疑者国選対象事件として被疑者国選弁護人が選任される場合より範囲が狭くなっています。

しかし、成人事件の場合と比べ、少年事件の場合に弁護士の必要がないとは到底言えませんので、国選付添人選任対象事件は速やかに拡大されるべきです。

このような法改正が実現されるまでは、当番付添人制度を活用するなどして、弁護士会が付添人選任のための公的機能を果たしていくことが期待されています。

このような見地から、秋田弁護士会としては、今後も付添人候補者となる弁護士数を十分に確保していく予定です。

② 児童虐待問題

ア 現状について

児童相談所における虐待相談処理件数は、年々増加する傾向にあり、平成18年度は、全国で3万7,323件の相談について対応がなされました。同年の秋田県児童相談所における相談受付件数は203件に上り、翌平成19年度には222件、平成20年度には240件と増加傾向にあります。

また、秋田県においては、ここ数年、全国紙の第1面で取上げられるような児童虐待事件が起きるなどしていることからしても、秋田弁護士会としても対応が求められている状況にあります。

イ 有志による相談対応チームの設置

このような状況を踏まえ、当会子どもの人権に関する委員会の有志で、児童相談所サポートチームを作り、県内の児童相談所からの相談に無料で応じる体制を整備することとし、平成20年12月より対応を開始しました。

平成21年12月末までの対応件数は、既に12件に及んでいます。

ウ 今後の課題

今後も児童虐待問題に対する対応は不可欠です。手続きの適正の見地からも法律家が

関与していく必要性が高いものです。各自治体の予算措置などによって恒常的に活動できるように、自治体との連携も図っていく必要があります。

③ 子どもの人権に関する相談窓口

秋田弁護士会では、予約制の子どもの人権に関する無料相談窓口を設置して、面談による相談に無料で応じています。これまでの相談件数は、平成19年度は1件、平成20年度は3件となっていて、やや低調です。

相談窓口については、弁護士会のホームページに掲載するなどして普及に努めていますが、現状では周知が不十分と言わなければなりません。多くの方に相談して頂けるように相談窓口の周知に努めたいと考えます。

また、昨今子どもの貧困という視点から、経済状態が子どもの発達成長に及ぼす影響について注目されてきています。このような問題に弁護士会としてどう取り組んでいくのかについても検討を行っていきたいと考えます。

7 高齢者・障害者

① 秋田県における、高齢者・障害者福祉の現状

ア 秋田県の高齢化率

平成21年7月1日時点での、秋田県の65歳以上の高齢者数は32万887人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上の方の割合)は29.2%となっており、平成20年7月1日時点と比べて0.6ポイント上昇しました。秋田県の高齢化率は平成20年度で全国2位となっています(平成20年度の全国の高齢化率は22.1%、1位は島根県でした)。また、平成11年7月1日時点での高齢化率は22.7%、平成元年のそれが14.7%であったことを考えると、秋田県は急速に高齢化が進んでいることがわかります。

そして、平成21年度の65歳以上の高齢者だけの世帯数は8万9,715世帯、そのうち一人暮らしは4万7,819世帯となり、総世帯数に占める割合は、それぞれ22.6%、12.0%となっており、いずれも平成20年度より増えています。

イ 地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴って、地域の高齢者の心身の健康維持や生活の安定、介護や財産管理、虐待防止など様々な課題について、地域における総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターが設置されることになりました。

秋田県内には、平成21年6月時点で、44か所に設置されていて、うち、市町村直営は24か所、法人委託20か所となっています。ただ、虐待への対応など権利擁護事業にはなかなか手がまわらない状況にあるようです。

ウ 秋田県内の障害者数

平成21年3月時点での、秋田県内の身体障害者数は5万6,499人、知的障害者・障害児数は合わせて7,719人(うち18歳未満の障害児は1,382人)、精神障害者数は1万9,572人となっています(うち、在院患者数は3,834人)。

身体障害者のうち、もっとも多いのは肢体に障害がある人たちで3万4,649人となっています。年齢では60歳以上が最も多く、4万6,900人となっています。

エ 秋田県内の障害福祉サービス

障害者自立支援法におけるサービスとしては、介護給付や訓練等給付を内容とする障害福祉サービスを中核とする自立支援給付事業と、地域での生活を支える地域生活支援事業がありますが、このうち、秋田県内には、自立支援給付事業とを行う施設として、163か所の介護給付居宅等事業所、44か所の訓練等給付事業所のほか、障害者支援施設、児童デイサービス事業所等が設置されています。

また、身体障害者向けの療護施設（6か所）や授産施設（3か所）、知的障害者向けの更生施設（25か所）や授産施設（9か所）、精神障害者の授産施設（4か所）などが設置されています。

② 秋田弁護士会の取り組み

秋田弁護士会では、弁護士会館や弁護士事務所に来訪することが困難な高齢者や障害者のために、出張相談体制（あおぞら）を取っています。申込みがあれば、日程調整をしたうえで、弁護士が2名出張して相談にあたります。

平成19年の利用は1件、平成20年の利用は5件、平成21年の利用は0件でした。

また、財団法人秋田県長寿社会振興財団（LL財団）に弁護士を派遣して、法律相談にあたっています。また、高齢者の権利擁護のために、秋田県社会福祉士会と協議会を開催したり、秋田県高齢者関係相談機関連絡会議や秋田市高齢者虐待防止連絡協議会等との連携を取っています。

③ 今後の課題（法律相談体制の整備）

自力で弁護士事務所にアクセスすることが困難な高齢者・障害者の権利擁護のためには、弁護士の方からの積極的アプローチが必要不可欠です。

しかしながら、出張法律相談の利用は極めて少ないのが現状ですので、利用拡大に向けて方策を検討します。また、地域包括支援センター等の関連機関との連携を強める必要があります。

8 犯罪被害者

① 現 状

ア 秋田県内における犯罪の現状

平成20年の全国の刑法犯罪認知件数は181万8,023件、うち重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ）は1万5,847件でしたが、秋田県内分はそれぞれ、6,134件、65件であり、全体の0.5%未満となります。また、検挙率は全国平均31.5%のところ秋田県は55.6%であり、平成19年に続き同20年も全国1位の検挙率をあげています。

しかし、秋田県内においても重大凶悪な事件も発生しており、個々具体的な事件において被害者の救済がどれだけ図られているかという視点が重要になります。

イ 政策（支援法の成立、参加制度の創設）

平成16年12月、犯罪被害者の権利保護などを掲げた「犯罪被害者等基本法」が成立し、

被害回復に向けた取り組みが具体化してきました。そして、同19年6月には、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立して、一定の犯罪について、犯罪被害者等が刑事裁判に参加し、被告人への質問や最終意見陳述などを行うことができる犯罪被害者参加制度と、刑事裁判で有罪判決が言い渡されたあとに、判決を言い渡した刑事裁判所がそのまま損害賠償命令の申立てについて審理を行う損害賠償命令制度が創設され、同20年12月1日より運用が開始されています。そして、県内では同21年2月に最初の適用がなされ、当会会員が国選被害者参加弁護士として参加しました。

② これまでの弁護士会の対応

ア 相談体制

犯罪被害者支援センターを弁護士会内に置き、電話による無料相談を実施しています。同センターへの相談は、犯罪被害者支援センター登録会員（49名・平成21年12月31日現在）が担当しています。近時の相談実績は、平成19年度が12件（本庁8件、支部5件〈1件は電話相談後再度、面接相談〉）、平成20年度が5件（本庁3件、支部2件）、平成21年度は7件（すべて本庁）となっています。

また、法テラスに犯罪被害者からの相談が寄せられた場合、犯罪被害者等の求めに応じ、法テラスは「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）」名簿に登録している弁護士を紹介しています。これには、当会は32人が登録しており（平成21年12月31日現在）、平成19年度は4件、平成20年度と平成21年度は、それぞれ3件ずつの紹介実績があります（平成21年度は12月31日までの集計）。

イ 独立した委員会の設立

秋田弁護士会では、これまで、犯罪被害者支援については、民事介入暴力対策委員会の中であわせて議論が行われてきましたが、平成19年4月より、犯罪被害者支援委員会として独立した体制をとり、犯罪被害者支援の体制強化に努めています。

③ 取り組みの課題

ア 被害者参加弁護士登録の増員

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の名簿には、上述のとおり、県内全弁護士の約半数に当たる32人が登録しています。これは単位会全弁護士中に占める登録者の割合のみならず、単純な登録人数でも全国の単位会の中でトップクラスにあります。

しかしながら、国選被害者参加弁護士に選定されるには、これとは別の被害者参加弁護士名簿への登録が必要ですが、その名簿登録は15人（平成21年12月31日現在）と、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士に比べてかなり少ないのが現状です。現在の試算では、秋田地裁管内での参加制度利用は年間3件ほどと推定されており、現時点で参加人弁護士の不足という事態には至っていませんが、充実した相談体制作りのため、被害者参加弁護士名簿への登録者数増加に積極的に取り組んでいきます。

イ 会内研修の充実等

犯罪被害者からの相談に対しては、二次被害を生じさせることのないように、十分な配慮が必要です。また、上記のとおり、近時、急速に大きな法改正がなされ、その運用も開始されていることから、法律の解釈運用に対する正確な知識が求められています。

そこで、これら制度に対する知識と理解を深め、また、犯罪被害者に対する支援の手法や被害者の心理の理解等のため、会内研修を定期的実施するなどして、研鑽をはかっていきます。

ウ 外部諸機関との連携

犯罪被害者支援に関しては、警察署、検察庁にも窓口があるほか、民間団体として社団法人秋田被害者支援センターが、直接支援活動を行っていますが、これまで、これら各関係機関との連携は十分にはかられていない現状にあります。

犯罪被害者支援については、法律的な問題だけではなく精神的な支援も含め様々な側面があり、弁護士だけではサポートが難しい場面が存在します。その一方で、刑事裁判における被害者参加制度に代表されるように、弁護士が積極的に関わっていく必要性の高い場面もあり、相互の連携が重要となります。

また、弁護士が支援できるということが一般に周知されていなければ、なかなか被害者の声は弁護士には届きません。

そこで、犯罪被害者それぞれが求めている支援のために、関係各所との連携をはかり、協力体制作りに取り組むこととし、より充実した犯罪被害者支援体制作りを行います。

9 民事介入暴力

① 現 状

ア 暴力団の人数

全国の暴力団員の数は、約8万2,600人で、前年に比べて約1,600人減少しました。そのうち構成員の数は約4万900人、準構成員の数は約4万2,200人です（平成20年末）。

また、広域暴力団である6代目山口組、住吉会、稲川会の主要3団体による勢力の寡占状態が依然として続いています。なかでも6代目山口組は全体の46.0%を占め、6代目山口組への一極集中が顕著になっています。

秋田県内の暴力団勢力は、13組織、約300人で、主要3団体の寡占化傾向は全国より顕著であり、秋田県の全暴力団の約80%を占めています。

イ 現状の問題点

暴力団は、近年、伝統的資金獲得活動（薬物・銃器・恐喝・賭博等）に加え、実質的に暴力団が経営する「暴力団関係企業」を通じて各種事業活動に進出し、合法的取引を装いながら暴力団の威力を利用して資金を獲得するなどし、また、その時々社会・経済情勢の変化に対応して多額の資金獲得を狙うようになっていきます。例えば、ヤミ金融や振り込め詐欺の背後に暴力団が存在することはつとに指摘されているところです。

このような変化は、平成4年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行された結果、暴力団の威力を背景に公然と行う資金獲得活動が困難になったためです。

他面、被害が発生した場合でも、従来ほど警察の摘発が期待できず、より高度な法的判断や複雑な証拠の収集といった法的対応が必要となっています。この意味で市民からの被害申告とこれに対する適切迅速な法的処理が、以前にもまして重要です。

② これまでの弁護士会の対応

ア 情報収集・調査研究

民事介入暴力対策委員会が民事介入暴力に関する情報収集・調査研究を行っています。また各委員は、暴力団排除に向けた運動や被害救済の中心を担っています。

イ 法律相談・事件受任

「民事介入暴力被害者救済センター」を設置し、民事介入暴力被害者の法律相談から事件の受任まで対応しています。事件受任については複数の弁護士がチームを組んで対応するようにしていますし、また、県北、県央、県南と三ブロックに分け人員を配置しています。

ウ 他機関との連携

民暴被害を未然に防止し、また、発生した被害を最小限に食い止めるためには、日ごろ、関係各機関との情報交換や研究活動を継続し、かつ、いざという時に連携して対応できるような仕組みを構築しておく必要があります。そのため秋田弁護士会では他機関との連携を進めています。

i 暴追センター・秋田県警との連携

暴力団壊滅秋田県民会議（以下、「暴追センター」という。）、秋田県警との三者間申合せ（平成13年10月）に基づき、暴力団に関する情報交換・研究を目的として、年2回程度民暴研究会を実施しています。また、暴追センターに寄せられる相談に即応するため、月ごとに担当弁護士が待機する制度を設けています。暴追センターが実施する暴力団対策の講習会には、必ず講師を派遣することとしています。

ii 各種団体との連携

証券取引からの反社会的勢力の排除を目的とする「秋田県証券警察連絡協議会」に民暴委員会委員長が顧問として参加しています。

銀行取引からの反社会的勢力の排除を目的とする「秋田県銀行警察連絡協議会」に民暴委員会委員長が構成員として参加しています。

警備業からの反社会的勢力の排除を目的とする「秋田県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会」に民暴委員会委員長が顧問として参加しています。

iii 検察庁との連携

秋田地方検察庁との間で、暴力団等反社会的勢力を排除するための問題点を検討する民暴研究会を開催しています。

エ 暴力団組事務所の撤去活動

秋田弁護士会の民事介入暴力対策委員会の委員が中心となって、古くは、平成3年に市民からの要請を受け、分裂騒動を起こしていた暴力団極東会系佐藤会の本部事務所の撤去活動に乗りだし、市民と連携し、事務所使用禁止の仮処分を勝ちとりました。最近では、平成17年に大仙市内の山口組傘下組織の組事務所撤去に関し内容証明書の送付等の法的対応をとり組事務所を撤去させました。また、秋田駅周辺に事務所を構え長期間にわたり市民の撤去運動が継続していた玄武会の組事務所を秋田県警と連携をとりながら撤去させるのに成功しました。

③ 今後の取り組み

ア 被害事案、法令等の調査・研究

社会情勢の変動に伴い反社会的勢力の手口は絶えず変化し、また、これに応じた法令等の制定・改正も行われます。民事介入暴力対策委員会では、これらの調査・研究を通じて適切な被害救済・予防を実現するとともに、立法提言などの活動を行います。

イ 責任者講習の充実

上記調査・研究やこれまでの経験をふまえ、市民の皆様にも今後もさらに充実した情報提供を行い、反社会的勢力排除の心構えや方策をお伝えします。

ウ 関係諸団体との連携の強化

反社会的勢力の排除のため、県警・暴追センターその他各団体との連携を強化します。これにより、行政、企業等による暴力団排除の体制づくりをバックアップしていきます。

10 公害環境

① 秋田における現状

秋田は日本海や奥羽山脈に囲まれている豊かな自然環境に恵まれた土地です。また、縄文時代から続く長い文化的な歴史を有しており、文化的景観にも恵まれた環境にあります。

秋田における公害環境問題は、上記のような豊かな自然環境をどのように次代に遺すかということと密接に関連したものが多くことが特徴です。たとえば、広大なブナ原生林を有していた白神山地での林道建設については、全県民的な反対運動となり、結果として建設が中止され、後に世界自然遺産として登録される道筋が作られました。また、ダム建設についても、その必要性やそれによる自然破壊が議論となることが多く、直近10年だけでも、真木ダムや成瀬ダムなどの大型ダムの建設問題が持ち上がってきました。このうち、真木ダムは建設中止となりましたが、成瀬ダムについては建設が進められています。

一方で、能代市浅内の産業廃棄物処分場で、廃油入りドラム缶が不法に埋められ、周辺に有害物質に汚染された地下水が染み出すなどの公害問題も起きています。

さらに、自然が豊かであり、文化的にも多種多様である秋田においては近年景観問題が重視されるようになってきており、秋田市が景観法に基づく景観計画の素案を策定したり、秋田県でも平成5年に制定した景観条例に強制力を持たせようという検討を始めたりといった動きがあります。

② これまでの秋田弁護士会の対応

秋田弁護士会は、秋田の豊かな自然環境に影響を及ぼすと思われる問題が起きるたび、調査や検討を行い、次のように数多くの意見書を出して、積極的に環境保全に取り組んできました。

森吉山々頂部スキー場開発問題に関する意見書

環境アセスメント条例制定を求める意見書

真木ダム計画に関する意見書

「白神山地世界遺産地域管理計画」に対する意見書

秋田県環境基本条例に関する中間意見書
秋田県環境基本条例に関する意見書
秋田県環境影響評価に関する条例骨子案に対する意見書
成瀬ダム建設計画に関する意見書

③ 今後の取り組み

今後とも、秋田の豊かな自然環境を守り、また、公害のない地域を目指して活動していきます。問題が発生した場合には、調査・研究を行い、適宜意見書を出すなどして、問題解決に積極的に取り組みます。さらに、景観問題についても取り組み、提言等をまとめた
いと考えています。

2

刑事裁判を めぐる問題

刑事裁判を
めぐる問題



1 刑事弁護活動

刑事事件の被疑者や被告人が弁護人を選任する権利を有することは、刑事手続を適正に運営していくためには非常に重要な権利です。弁護人を選任する権利は憲法上も保障されています（第34条、第37条3項）。

弁護士は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」とされており（弁護士法第1条）、刑事弁護活動は弁護士業務の基本をなすものです。当会は、被疑者・被告人の弁護人選任権の保障を実現すべく、次のとおりの活動を行っています。

2 被疑者国選弁護制度

- ① 全ての人には、被疑者段階（捜査段階）から弁護人を選任する権利を保障されていますが、経済的に余裕のない被疑者は、弁護人を選任する費用を賄うことができず、弁護人を選任することができないという状況がありました。

当会においては、当番弁護士制度や被疑者援助制度によって対応してきましたが、平成18年10月から、被疑者国選弁護制度が実施されました。この制度によって、経済的に余裕のない被疑者についても、被疑者段階から国費による弁護人が選任されることが可能になりました。

平成21年5月からは、被疑者国選弁護制度の対象事件が「死刑又は無期もしくは長期3年を超える懲役もしくは禁固」にあたる事件（必要的弁護事件）にまで大幅に拡大されました。

秋田県内における被疑者国選弁護事件の事件数（対象事件の拡大後）は、年間500件程度と想定されています。

② 当会の対応体制

当会においては、前記の事件数に対応することができるように、次のとおりの対応体制を取っています。

まず、本庁（秋田市）の事件については、平日、土日祝日ともに、当番名簿を作成し、1日1名の当番が被疑者国選弁護事件に速やかに対応できるように待機しています。平日の当番名簿の登録者（本庁）は25名であり、土日祝日の当番名簿の登録者（本庁）は21名です。

次に、支部（秋田市以外）の事件については、平日は各支部の名簿登録者に個別に事件受任を打診しています。土日祝日は、各支部の事情によって対応体制は異なりますが、被疑者国選弁護人が速やかに選任されるような対応体制を取っています。

3 当番弁護士制度

- ① 当会は、身体拘束を受けている被疑者・被告人やその親族・関係者から申出があった場合に、登録している当番弁護士を初回無料で派遣する当番弁護士制度（私選弁護人紹介制度）を平成3年から実施しています。

弁護士が当番弁護士として出動した件数は、次のとおりです。

秋田弁護士会当番弁護士出動件数

年	H3	H5	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	7	56	206	351	438	469	454	428	498	491	460	411	334

② 当会の対応体制

当会においては、被疑者国選弁護制度と共通の当番制度を設けて対応しています。

前述のとおり被疑者国選弁護制度が開始され、被疑者段階の弁護制度は飛躍的に充実しました。しかし、同制度によって国選弁護人が選任されるのは被疑者が勾留された段階（逮捕されてから2、3日後）です。逮捕直後に弁護士と接見し法的助言を得ることの重要性は極めて高いものであり、被疑者から逮捕直後に当番弁護士の派遣の要請があった場合に備えて、今後も当番弁護士制度を維持していきます。

また、被疑者国選弁護事件の対象とならない事件も多く、対象外の事件に対応するためにも、当番弁護士制度の意義があります。

4 被告人（刑事裁判）の弁護活動

- ① 最高裁事務総局司法統計年報によると、秋田県の刑事事件（通常第一審事件）の推移は次のとおりです。

秋田県の刑事事件の推移

年	H3	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	409	567	816	827	876	732	627	706

② 国選弁護人契約数の状況

当会会員は、国選弁護事件も積極的に受任し取り組んでいます。当会における国選弁護人契約数は、会員数65名中49名であり、その契約率は75.4%になります（平成21年12月時点）。このうち、大館、能代、本荘、大曲、横手の各支部は21名全員が契約しています。

5 裁判員裁判

- ① 裁判員制度は刑事裁判に市民感覚を反映させることを目的として、平成21年5月に開始されました。裁判員裁判は、原則として裁判官3名と裁判員6名で裁判する制度で、対象事件は、一定の重大犯罪（殺人罪や現住建造物放火罪等）とされており、秋田県では年間10件～15件程度の事件数が見込まれています。そして、平成21年10月には、秋田県でも初めての裁判員裁判が開かれました。

② 当会の対応体制

裁判員が刑事裁判手続に加わることで、その法廷弁護においても、裁判員に対する説得、

裁判員への分かりやすさといった観点からのアプローチも必要になってきます。当会においては、法廷弁護に関する研修会や模擬裁判を実施し、裁判員裁判制度の開始に備えてきました。

また、裁判員裁判においては、連続した開廷日が予定されており、弁護人の負担も大きく、弁護人の複数選任が想定されます。また、支部事件の場合は本庁に起訴されるため、当初選任された支部の弁護士に加えて、本庁の弁護士が追加して複数選任されることも想定されます。そういった複数選任の場合等に備えて、裁判員裁判用名簿を作成し、平成22年1月時点で22名の会員（本庁の会員）が登録しています。

6 今後の課題

① 刑事弁護活動を担う弁護士の確保

被疑者国選弁護の対象事件の拡大に伴う事件数の増加に対応するため、当番登録者数の維持・増加が課題です。

また、国選弁護制度について、当会においては多くの会員が国選弁護人契約をし、積極的に取り組んでいます。秋田県での刑事弁護活動の一層の充実を図るため、今後もできるだけ多くの会員が国選弁護人契約をする必要があります。

② 研修の継続的实施等

被疑者・被告人の権利を擁護するために、弁護人の刑事弁護技術の向上を図る必要があります。また、新しく始まった裁判員裁判の実施状況を検証するとともに、裁判員裁判に適した弁護活動の研鑽も必要です。その際に、裁判員の守秘義務や取調過程の可視化等についても検証し、改善に努力します。

そのためには、弁護活動についての研修を継続していく必要があります。

また、裁判員裁判は現在本庁（秋田市）においてのみ実施されていますが、支部での実施の可否・是非について検討していきます。

3

秋田県における 弁護士活動

秋田県における
弁護士活動



1 秋田弁護士会

① 秋田弁護士会の歴史

ア 秋田県において、秋田弁護士会の名称により弁護士の団体が結成されたのは、明治26年5月7日のことです。いわゆる旧々弁護士法が明治26年3月1日（1893年）に公布されたことにともなうものでした。明確な資料はありませんが、当時の弁護士会員数は12名だったようです。その後、日本国憲法が成立し、昭和24年6月10日（1949年）には新たな弁護士法も公布されたことから、同年10月5日、新たな形で秋田弁護士会が設立され、平成21年12月31日現在の会員数は65名となっています（外国法事務弁護士を除きます）。

イ 設立以来、秋田弁護士会は、秋田県内における基本的人権の擁護および社会正義の実現のために活動を続けています。また、東京や大阪等の大都市にある弁護士会と比較し、秋田弁護士会は極めて少数の会員により構成されていますが、昭和40年9月25日（1965年）および昭和60年10月19日（1985年）の2回、全国規模の日本弁護士連合会人権擁護大会を秋田市で開催する等、活発な弁護士会活動を行っています。

② 秋田弁護士会の組織

ア 秋田弁護士会の活動は、会長および2名の副会長で構成される執行部、執行部からの諮問事項を審議する常議員会、執行部を支える事務局、そして次の委員会が中心となって行われています。

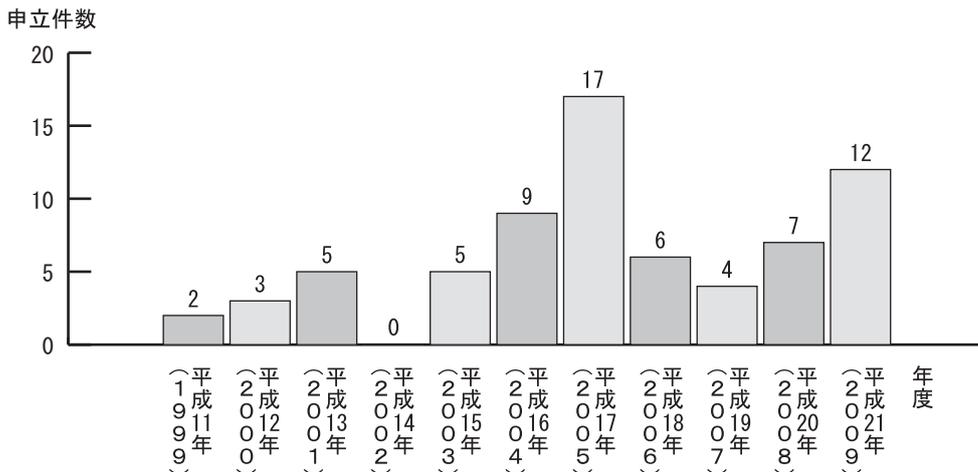
秋田弁護士会の委員会活動

委員会名	活動内容
人権擁護委員会	人権侵害の有無についての調査を行い、人権を侵害された者に対する救済活動等を行います。
公害環境対策委員会	公害予防、排除および被害者救済ならびに環境保全に関する研究、調査等の活動を行います。
司法問題対策委員会	司法制度の改善その他司法の分野における諸問題について必要な調査、研究、対策の立案等の活動を行います。
業務改革委員会	弁護士業務の内容向上に関する調査および研究、弁護士法違反行為等に対する予防等の活動を行います。
広報委員会	会報の編集・発行およびホームページの開設等により、秋田県民が弁護士および弁護士法人を利用しやすいようその情報等を提供します。
刑事問題対策委員会	刑事弁護の充実強化並びに刑事手続の運用の改善と制度の改正等について調査および研究を行います。
子どもの人権に関する委員会	子どもに関わる諸問題について調査および研究し、子どもの自主的で個性豊かな成長を図るために必要な活動を行います。
消費者問題対策委員会	消費者の権利の擁護および確立を図るため、調査、研究および対策等の活動を行います。
法律相談センター運営委員会	秋田県内各地に法律相談センターを設置運営して、弁護士を利用しやすい環境を整備しています。
民事介入暴力対策委員会	民事介入暴力の被害者を救済および支援するための活動を行います。
高齢者・障害者問題対策委員会	高齢者および障害者に関わる諸問題について調査および研究し、高齢者および障害者の人権を擁護するために活動を行います。

憲法改正問題検討委員会	憲法改正問題について、調査および検討を行います。
災害対策委員会	被災地弁護士会への支援活動に関する援助、官公署その他公私団体との災害時の協力体制の構築等を行います。
犯罪被害者支援委員会	犯罪の被害者を救済し、支援するための活動を行います。
市民のための法教育委員会	県内の小学校、中学校および高等学校における法教育を普及するため、小学校等からの要請に応じて講師を派遣する等して、法教育の普及および実践活動を行います。

イ それぞれの委員会では、秋田県内の人権問題や法的問題の啓発および解決のため、様々な活動を行っています。特に、人権擁護委員会では、人権侵犯に対する救済申立てがあった場合は、調査および検討の上、人権侵犯を行った組織や団体に対し、処分の取消または改善のための勧告等を行い、個々の秋田県民の人権救済を図っています。最近、刑務所の受刑者からの人権救済申立てが増加しており、平成15年6月には、受刑者からの申立てにより、秋田刑務所に対し、月1回位の割合で実施される避難訓練の際に行われる「折敷」（強制的に片膝をつかさされ、身体を折り曲げて頭を深く下げさせられる行為）を受刑者に強制しないようにすべきである、との勧告を行う等、刑務所内における人権擁護の実現に努力しています。過去10年間の人権救済申立て件数は、次のとおりです。

図表1：過去10年間の人権救済申立て件数



③ これからの活動

ア 秋田県においては、少子高齢化にともなう法律問題にどのように対応するか、多重債務や貧困その他様々な理由による自殺をどのように減少させるか、男女共同参画社会をどのように実現させるか、等の問題解決が求められています。

イ 秋田弁護士会は、秋田県におけるただ一つの弁護士会として、そのような問題に対し、秋田県民のために、秋田県民と共に解決しなければならない使命を負っています。そのため、秋田弁護士会は、今後も、社会の変化を的確に把握し、秋田県内の様々な法的問題解決を図るための活動を続けていきます。

2 法律事務所・弁護士

① 秋田県内の弁護士

秋田弁護士会は、平成21年12月31日現在、65名の会員（次頁図表2・外国法事務弁護士を除きます）により構成され、秋田市44名、大館市5名、能代市2名、由利本荘市3名、大仙市6名、横手市5名の弁護士が地域の法的問題の解決に当たっています。また、秋田県内の地方裁判所の設置状況、地方裁判所管轄内の人口、弁護士の法律事務所所在地の状況は、図表3のとおりです。

秋 田 県	
面 積	1,1612km ²
人 口	109.9 万人
弁護士数	65 人
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	1,677 件
地裁刑事事件	523 件

図表3：秋田県内地方裁判所設置状況、地方裁判所管轄内の各面積・人口、及び弁護士法律事務所所在地の状況

- ◎ 地方裁判所及び支部
- 家庭裁判所及び支部・出張所
- 簡易裁判所及び支部

能 代 支 部	
能代法律相談センター	
面 積	1,191km ²
人 口	9.1 万人
弁護士数 (公設事務所弁護士1人を含む)	2 人
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	155 件
地裁刑事事件	24 件

大 館 支 部	
大館法律相談センター	
面 積	3,208km ²
人 口	16.0 万人
弁護士数 (公設事務所弁護士2人を含む)	5 人
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	238 件
地裁刑事事件	70 件

秋 田 (本 庁)	
秋田弁護士会法律相談センター	
面 積	1,694km ²
人 口	42.0 万人
弁護士数 (法テラス常勤スタッフ 弁護士1人を含む)	44 人
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	782 件
地裁刑事事件	236 件

大 曲 支 部	
大仙法律相談センター	
面 積	2,128km ²
人 口	14.2 万人
弁護士数	6 人
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	142 件
地裁刑事事件	86 件

本 荘 支 部	
由利本荘法律相談センター	
面 積	1,450km ²
人 口	11.4 万人
弁護士数	3 人
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	141 件
地裁刑事事件	47 件

横 手 支 部	
横手法律相談センター 湯沢法律相談センター	
面 積	1,919km ²
人 口	17.2 万人
弁護士数	5 人
地裁民事事件 (ワ・タ・家ホ・手ワ号)	219 件
地裁刑事事件	60 件

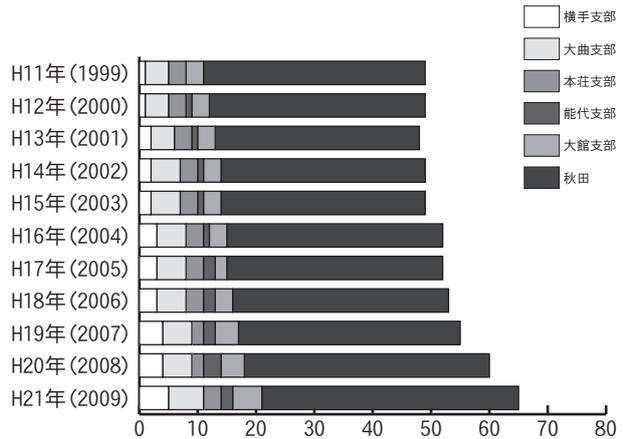
※事件数は平成20年度の集計。

※弁護士数は平成21年12月末現在の数。

図表 2 : 県内弁護士数の推移

年度	本・支部						合計
	秋田	大館支部	能代支部	本荘支部	大曲支部	横手支部	
H11年(1999)	38	3	0	3	4	1	49
H12年(2000)	37	3	1	3	4	1	49
H13年(2001)	35	3	1	3	4	2	48
H14年(2002)	35	3	1	3	5	2	49
H15年(2003)	35	3	1	3	5	2	49
H16年(2004)	37	3	2	3	5	3	52
H17年(2005)	37	2	2	3	5	3	52
H18年(2006)	37	3	2	3	5	3	53
H19年(2007)	48	4	2	2	5	4	55
H20年(2008)	42	4	3	2	5	4	60
H21年(2009)	44	5	2	3	6	5	65

※平成 21 年は 12 月 31 日現在, その他は各年 4 月 1 日現在。

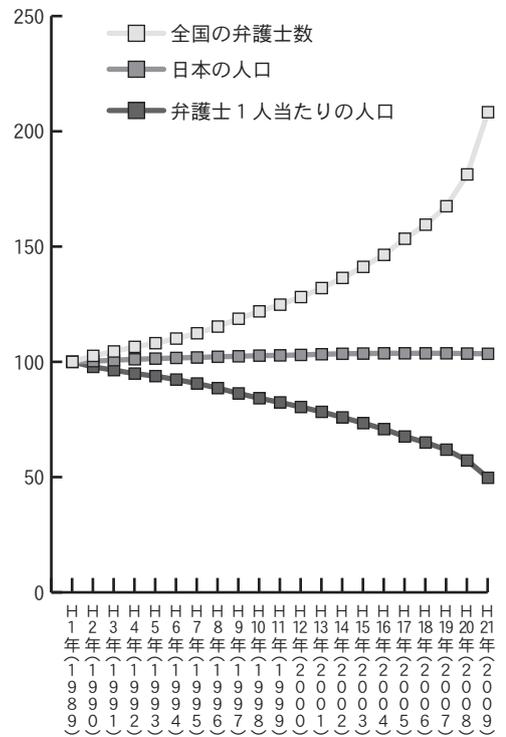


図表 4 : 全国の人口と弁護士数の変化

	全国の弁護士数		日本の人口 (千人)		弁護士 1 人当りの人口	
	人数	増減率	人数	増減率	人数	増減率
H1年(1989)	13,821	100.0	123,205	100.0	8,914	100.0
H2年(1990)	14,184	102.6	123,611	100.3	8,714	97.8
H3年(1991)	14,444	104.5	124,101	100.7	8,591	96.4
H4年(1992)	14,723	106.5	124,567	101.1	8,460	94.9
H5年(1993)	14,937	108.1	124,938	101.4	8,384	93.8
H6年(1994)	15,216	110.1	125,265	101.7	8,232	92.3
H7年(1995)	15,541	112.4	125,570	101.9	8,079	90.6
H8年(1996)	15,941	115.3	125,859	102.2	7,895	88.6
H9年(1997)	16,405	118.7	126,157	102.4	7,690	86.3
H10年(1998)	16,852	121.9	126,472	102.7	7,504	84.2
H11年(1999)	17,249	124.8	126,667	102.8	7,343	82.4
H12年(2000)	17,698	128.1	126,926	103.0	7,171	80.4
H13年(2001)	18,246	132.0	127,316	103.3	6,977	78.3
H14年(2002)	18,850	136.4	127,486	103.5	6,763	75.9
H15年(2003)	19,519	141.2	127,694	103.6	6,542	73.4
H16年(2004)	20,236	146.4	127,787	103.7	6,314	70.8
H17年(2005)	21,196	153.4	127,768	103.7	6,027	67.6
H18年(2006)	22,047	159.5	127,770	103.7	5,795	65.0
H19年(2007)	23,148	167.5	127,771	103.7	5,519	61.9
H20年(2008)	25,057	181.3	127,692	103.6	5,096	57.2
H21年(2009)	28,796	208.3	127,529	103.5	4,428	49.7

※弁護士数 平成 1 ~ 12 年は各年 7 月 1 日現在, 平成 13 ~ 20 年は各年 4 月 1 日現在, 平成 21 年は各年 12 月 31 日現在。

※人口 平成 21 年は 5 月 1 日現在, その他は各年 10 月 1 日現在。



秋田県における
弁護士の活動

② 全国の弁護士数との比較

日本全国の弁護士数は年々増加しており(図表 4),平成21年12月31日(2009年)現在で2万8,796名,弁護士1人当たりの人口は約4,400人となっています。これに対し,平成21年12月31日現在,秋田県における弁護士1人当たりの人口は約1万6,800人(次頁図表5)です。特に,秋田市以外の弁護士1人当たりの人口は約3万2,000人となっており(図表6),秋田県は,弁護士過疎地域の一つといえます。

図表 6 : 県内における弁護士1人当たりの人口

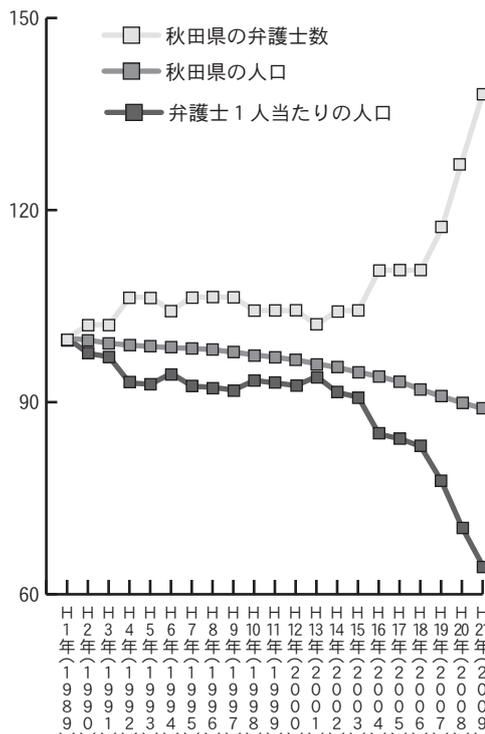
本庁・支部	人口	弁護士数	弁護士 1 人当りの人口
全 県	1,097,626	65	16,886
秋田本庁	419,980	44	9,545
支部平均	677,646	21	32,268
大館支部	160,014	5	32,002
能代支部	90,811	2	45,405
本荘支部	113,904	3	37,968
大曲支部	141,383	6	23,563
横手支部	171,534	5	34,306

※弁護士数 平成 21 年 12 月 31 日現在。

※人口 平成 21 年 10 月 1 日現在。

図表5：秋田県の人口と弁護士数の変化

	秋田県の 弁護士数		秋田県の人口		弁護士1人 当たりの人口	
	人数	増減率	人数	増減率	人数	増減率
H1年(1989)	47	100.0	1,233,123	100.0	26,236	100.0
H2年(1990)	48	102.1	1,228,988	99.7	25,603	97.6
H3年(1991)	48	102.1	1,223,138	99.2	25,482	97.1
H4年(1992)	50	106.4	1,219,357	98.9	24,387	93.0
H5年(1993)	50	106.4	1,216,839	98.7	24,336	92.8
H6年(1994)	49	104.3	1,215,075	98.5	24,797	94.5
H7年(1995)	50	106.4	1,213,667	98.4	24,273	92.5
H8年(1996)	50	106.4	1,210,320	98.2	24,206	92.3
H9年(1997)	50	106.4	1,205,759	97.8	24,115	91.9
H10年(1998)	49	104.3	1,201,178	97.4	24,513	93.4
H11年(1999)	49	104.3	1,196,054	97.0	24,409	93.0
H12年(2000)	49	104.3	1,190,596	96.6	24,297	92.6
H13年(2001)	48	102.1	1,183,380	96.0	24,653	94.0
H14年(2002)	49	104.3	1,175,910	95.4	23,998	91.5
H15年(2003)	49	104.3	1,167,365	94.7	23,823	90.8
H16年(2004)	52	110.6	1,159,229	94.0	22,292	85.0
H17年(2005)	52	110.6	1,149,602	93.2	22,107	84.3
H18年(2006)	52	110.6	1,134,036	92.0	21,808	83.1
H19年(2007)	55	117.0	1,121,300	90.9	20,387	77.7
H20年(2008)	60	127.7	1,109,007	89.9	18,483	70.4
H21年(2009)	65	138.3	1,097,483	89.0	16,884	64.4



※弁護士数 平成1～12年は各年7月1日現在, 平成13～20年は各年4月1日現在, 平成21年は各年12月31日現在。

※人口 各年10月1日現在。

③ 秋田県内の弁護士数の推移

過去10年間の各地域における弁護士数の推移は、31頁の図表2のとおりですが、能代市は平成11年まで弁護士がおらず、横手市も平成11年まで弁護士が1人でした。また、大館市では、平成17年に弁護士数が減少していました。しかし、その後、能代市、横手市、それに大館市における弁護士数は、少しずつですが増加しています。

④ 秋田地方裁判所の民事事件数の推移

最近の秋田地方裁判所および秋田家庭裁判所の民事事件の件数の過去5年間の推移は、図表7のとおりです。背景には過払金請求事件の急増もありますが、弁護士数の増加は、民事事件の増加をもたらしていると考えられます。能代市では、弁護士数が増加した平成17年の翌年には民事事件が2倍近く増加し、横手市でも弁護士数が増加し始めた平成17年の翌年には民事事件が急増しています。さらに、大館市では、弁護士数が増加に転じた平成18年に民事事件が2倍近くに増加しています。このような民事事件の推移は、弁護士の増加により、それまで弁護士に相談や依頼ができなかった事件が掘り起こされた結果でもあります。

図表7：県内における民事事件の推移

年度	秋田本庁	大館支部	能代支部	本荘支部	大曲支部	横手支部
H16年(2004)	364	62	58	54	78	88
H17年(2005)	343	70	59	25	86	121
H18年(2006)	448	133	109	88	91	130
H19年(2007)	563	250	157	119	114	222
H20年(2008)	782	238	155	141	142	219

⑤ 今後の課題

「弁護士が増えると事件数の増加する」との関係は、法的問題を抱えた秋田県民にとって、弁護士が身近にいることが必要であることを示しています。日本弁護士連合会では、いつでも、どこでも、誰でも、身近に弁護士に対して相談できるような体制を目指し、弁護士1人当たりの人口が3万人以上となる地域がなくなるようさまざまな制度作りを進めています。そのため、秋田弁護士会においても、秋田県内の法律事務所における求職数の増加に努力するとともに、司法修習生および県外の弁護士に対する情報提供等により、県外の弁護士等が秋田県内への就職または事務所開設を容易にするための環境整備を活発に行いたいと考えています。

3 ひまわり基金法律事務所

「ひまわり基金法律事務所」とは、弁護士過疎地域に設立された公設事務所をいいます。

① 所在状況

現在の所在状況は、次のとおりです。

- ・ 能代ひまわり基金法律事務所
平成17年5月開設（有坂秀樹所長） → 同19年5月第1次引継ぎ（伊藤崇所長）
→ 同21年5月第2次引継ぎ（中野俊徳所長）
- ・ 大館ひまわり基金法律事務所
平成18年7月開設（松本和人所長） → 同21年11月第1次引継ぎ（小津充人所長）
※ 平成15年9月に「横手ひまわり基金法律事務所」（外山奈央子所長）が開設されましたが、その後外山所長がいわゆる「地元定着」をしたため、現在は個人事務所となって現在に至ります。

② 活動状況

各ひまわり基金法律事務所では、通常の弁護士事務所と同様に法律相談や事件を受任して活動しますが、その性質上、国選弁護事件、当番弁護事件、法律扶助事件等の公益的な活動については受任義務があります。また、法律相談センターの担当、各自治体等からの各種相談員派遣要請など、地域の要請にも応じています。

③ 今後の課題等

現在のところ、新たに開設を要するとして具体的に検討されている地域はありませんが、現時点でも、各ひまわり基金法律事務所は支部が所在する地域の法的要請に応えるためには不可欠の存在となっています。今後は、ひまわり基金法律事務所と地元弁護士が協力して地域の法的要請によりいっそう応えられるような体制作りをしたいと考えています。

4 法律相談センター

① 現 状

センター本部（秋田市）においては、弁護士会館における平日午後1時から4時まで、各回相談者5名の枠で法律相談を実施するほか、相談者への弁護士紹介を行って、平日の午前10時から正午までと、夜間相談として毎週月曜と木曜の午後5時から7時までの時間帯で、紹介された弁護士の事務所での法律相談ができるようにしています。

また、センター支部としては、大館、能代、大曲、横手、及び本荘の各地裁支部所在地のほか独立簡裁所在地の湯沢を含めて6か所に相談所を設置して、毎週1回、午後1時から4時まで、各回相談者5名の枠で法律相談を実施しています。

図表8のとおり、センター全体では、毎年3,500件ほどの法律相談を受けています。近年はその半数以上をサラ金・クレジットに関わる相談が占めています。そのほかでは家事問題に関わる相談が多いのが実情です。なお、各相談センターの近年の充足率は図表9のとおりです。

図表8：法律相談センターの相談件数の推移と内訳

年 度 相談分類	H16年 (2004)	H17年 (2005)	H18年 (2006)	H19年 (2007)	H20年 (2008)	H21年 (2009)	合 計
家 事	582	659	679	600	576	653	3,749
不 動 産	195	206	195	227	164	175	1,162
損害賠償	188	145	186	201	171	178	1,069
労 働	51	45	51	58	54	69	328
交通事故	60	71	50	37	122	33	372
金銭問題	282	220	239	237	225	234	1,437
倒 産	13	31	68	20	28	39	199
サラ金・クレジット	1,772	1,455	1,581	1,862	2,169	2,070	10,909
消費者被害	103	79	51	64	39	42	378
刑事・少年	37	39	39	25	37	16	193
そ の 他	122	117	86	96	91	65	577
合 計	3,405	3,067	3,225	3,472	3,676	3,574	20,373

図表9：各法律相談センターの充足率

	H17年(2005)			H18年(2006)			H19年(2007)		
	設置回数	相談件数/最大コマ数	充足率	設置回数	相談件数/最大コマ数	充足率	設置回数	相談件数/最大コマ数	充足率
本庁一般(会館)	232	874/1,160	72.4%	234	847/1,170	75.4%	231	864/1,155	64.9%
本庁一般(事務所相談) ^{*1}	232	219/648	33.8%	234	227/654	34.7%	231	195/640	31.8%
サラクレ ^{*2}	232	1,136/2,040	55.7%	234	1,224/2,268	54.0%	231	1,530/2,250	50.4%
大 館	41	141/205	68.8%	45	137/225	60.9%	43	145/215	64.9%
能 代	41	143/205	69.8%	45	181/225	80.4%	43	193/215	83.1%
由利本荘	48	126/240	52.5%	47	131/235	55.7%	48	164/240	58.4%
大 仙	47	184/235	78.3%	48	167/240	69.6%	49	187/245	72.6%
横 手	48	215/240	89.6%	47	215/235	91.5%	47	220/235	88.0%
湯 沢	44	186/220	84.5%	45	185/225	82.2%	41	187/205	77.2%
	H20年(2008)			H21年(2009)			※1 夜間相談含む。 ※2 支部相談含む。		
	設置回数	相談件数/最大コマ数	充足率	設置回数	相談件数/最大コマ数	充足率			
本庁一般(会館)	234	775/1,170	66.2%	231	750/1,155	64.9%			
本庁一般(事務所相談) ^{*1}	234	220/650	33.8%	231	206/648	31.8%			
サラクレ ^{*2}	234	1,456/2,412	60.4%	231	1,283/2,544	50.4%			
大 館	46	122/230	53.0%	45	146/225	64.9%			
能 代	46	201/230	87.4%	45	187/225	83.1%			
由利本荘	49	137/245	55.9%	50	146/250	58.4%			
大 仙	50	185/250	74.0%	46	167/230	72.6%			
横 手	49	211/245	86.1%	50	220/250	88.0%			
湯 沢	42	178/210	84.8%	43	166/215	77.2%			

② これまでの弁護士会の対応

当会の法律相談センターは、当初、弁護士紹介のみを実施していましたが、平成11年の弁護士会館の建設、さらにはこれと時をほぼ同じくして日弁連ひまわり基金による援助金が支給されることとなったことに伴い、平成12年より、弁護士会館と各法律相談センターでの法律相談を行う現在の体制が整いました。

また、近年の多重債務者の爆発的増大に対処するために、平成17年には「サラ金クレジット相談センター」を別途設けて、平日に担当弁護士が各事務所で無料相談に応じる体制を整えています。

③ 今後の課題

支部における法律相談センターの充実を進めるため、平成22年5月から、支部センターでの法律相談を、各弁護士の事務所での相談形態に変更することにしました。以前は、支部の弁護士が少なかったために、相談所を設置して本庁の弁護士も各支部センターでの法律相談に出向いていましたが、現在では各支部の会員も増え、支部センターの法律相談はそれぞれの支部の弁護士で対応できるようになっています。相談から受任まで場所を変えずに対応できることなど、相談者の利便性からしても弁護士事務所での相談の方が良いのではと考えたからです。ただ、センター支部内に弁護士がいない湯沢については、現状のまま法律相談所開設を維持します。

また、今後は湯沢以外の独立簡裁地域にも相談所設置型の法律相談センターを開設することも検討します。

5 法テラス・法律扶助

① 法テラスとは

法的問題を抱える人々がより身近に弁護士や司法書士などを利用することができるよう、平成16年6月2日に施行された総合法律支援法に基づいて日本司法支援センター（愛称「法テラス」）が設立され、全国各地に地方事務所が設置されました。秋田県においても、日本司法支援センター秋田地方事務所（法テラス秋田）が平成18年10月から業務を開始し、平成19年10月からは、スタッフ弁護士が常駐し、平成22年1月から2名体制となり、スタッフ弁護士が刑事弁護活動などで活躍しています。

法テラスの活動内容は、①法的トラブルに会った人たちに解決のための法制度や弁護士会などの相談機関等の情報を提供するサービス、②民事法律扶助、③国選弁護関係業務、④犯罪被害者支援です。このうち、民事法律扶助には、収入や資産の少ない人を対象に、法テラス秋田事務所、弁護士会の法律相談センターや契約弁護士・司法書士の事務所で無料の法律相談を受けられる法律相談援助と、弁護士・司法書士に依頼する費用を支払う余裕がないという人に対して、法テラスがその費用を一時立替える代理援助および書類作成援助があります。

② 法テラス秋田の利用状況

法テラス秋田において、開設から平成21年度までに対応した無料法律相談の件数などは、

次のとおりです。

ア 情報提供件数

区 分		H18年 下期	H19年	H20年	H21年 上期
相 談 分 野	家族	89	265	547	354
	うち、離婚	47	121	248	162
	うち、相続・遺言	25	74	149	117
	住まい・不動産	39	91	150	113
	生活上の取引	194	544	768	389
	うち、金銭借入れ	156	473	656	314
	医療・福祉・保険	16	41	42	32
	職場	19	62	90	51
	人権・人身事故・物損事故・賠償損害	12	42	43	35
	民事紛争解決方法（各種裁判手続ほか）	13	56	225	92
	防犯・刑事手続・犯罪被害者	13	19	48	31
	その他	29	92	96	64
	合計	424	1,212	2,009	1,161
	うち、電話	309	818	1,510	872
うち、面談	115	394	499	289	
営業日1日当たり相談件数	3.5	4.9	8.3	9.4	
紹 介 機 関	法テラス秋田、指定相談所の扶助相談機関	65	231	408	220
	弁護士会	154	197	215	68
	司法書士会	55	84	61	37
	裁判所	51	111	107	38
	その他	52	199	144	82
	合計	377	822	935	445

※上記件数は、窓口対応専門職員の取扱件数。

イ 民事法律扶助制度による援助件数

区 分	法律相談援助 種類別件数				代理援助 種類別件数			
	H18年 下期	H19年	H20年	H21年 下期	H18年 下期	H19年	H20年	H21年 下期
金銭（貸金請求、損害賠償請求ほか）		205	288	189		15	37	31
不動産		45	81	46		2	5	3
家事（離婚、相続ほか）		390	502	281		90	97	65
労働		34	80	39		4	7	6
保全		4	2	1		5	7	2
破産、任意整理、民事再生など		2,090	1,876	990		887	771	419
執行、競売		3	2	1		1	1	1
行政		29	17	10		1	1	0
その他		13	55	18		0	0	0
合計	1,272	2,813	2,903	1,575	433	1,005	926	527

※平成18年は種類の区分なし。

区 分	書類作成 種類別件数			
	H18年 下期	H19年	H20年	H21年
破産、特定調停、民事再生など		22	55	29
家事		1	1	1
行政		0	1	1
合計	20	23	57	31

法テラス秋田事務所での法律相談援助				
区 分	H18年 下期	H19年	H20年	H21年
開催回数	61	140	138	72
相談件数	276	628	608	320

※毎週月、水、金の3回実施

1回当たり定数5件

ウ 国選弁護関連業務

区 分	H18年 下期	H19年	H20年	H21年
被疑者国選	20	33	38	181
被告人国選	213	370	447	150
合計	233	403	485	331

エ 犯罪被害者支援業務

区 分	H18年 下期	H19年	H20年	H21年
問い合わせ件数	11	28	57	44
生命・身体犯	4	8	4	3
性犯罪	0	0	2	1
交通犯罪	0	3	3	6
DV, 虐待	0	6	5	1
いじめ・嫌がらせ	1	4	9	9
名誉毀損, プライバシー侵害, 差別	0	2	1	5
その他犯罪被害	5	3	13	5
その他	1	2	20	14
精通弁護士紹介	0	4	3	3

オ 日弁連委託援助業務件数

区 分	被疑者	少 年	犯 罪 被害者	難 民	外国人	子ども	精神障 害者等	高齢者等	合 計
平成19年下期	25	3	0	0	0	0	0	0	28
平成20年	42	12	1	0	0	0	0	0	55
平成20年上期	15	8	0	0	0	2	0	0	25

③ 秋田弁護士会と法テラス

秋田弁護士会は、弁護士会館を含めた法律相談センターを指定相談場所として、必要な人が民事法律扶助制度を利用して法律相談ができるよう努めています。秋田弁護士会からは、民事法律扶助の審査担当者を法テラスに派遣したり、法テラスでの法律相談に担当者を派遣するなどしています。

また、法テラスのスタッフ弁護士を除く会員64名中60名が民事法律扶助の契約弁護士として登録して弁護士の事務所でも民事法律扶助制度を利用できるようにしています。さらに、全弁護士65名中49名が国選弁護人を担当し、16名が国選被害者参加弁護士となっています。（※いずれも外国法事務弁護士を除きます）

資力が乏しく法的トラブルの解決について依頼できない人々のためにも、国選弁護制度や国選被害者参加制度の維持・運営のためにも法テラスの存在は重要です。秋田弁護士会は、県民への民事法律扶助制度の周知とともに、民事法律扶助制度や国選弁護制度等の運用について法テラスと連携しながら、民事法律扶助における費用の減免制度の拡充や適正な弁護士報酬額など、制度・運用の改善に向けた意見を述べるなどして、より使いやすく、市民の権利擁護に役立つ制度・運用となるよう努めます。

4

地域と 弁護士との協力



地域と
弁護士の協力

1 法教育

① 法教育とは

ここで言う「法教育」とは、法律家ではない一般の人々を対象とし、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的な物の考え方を身につけてもらう教育のことです。法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える「思考型」の教育であること、社会に参加することの重要性を意義付ける「社会参加型」の教育であることに大きな特色があります。

② 当会の取り組み状況

ア 上記の意味での「法教育」は、高等学校までの社会科（公民科）の授業で行われているものとは目的や手法が異なります。もちろん、秋田県内においても、個々の教師が裁量の範囲内で「法教育」を行っている可能性はあり、実際、少数の具体例を承知しています。まだまだ新しい教育分野であり、弁護士をはじめとする法律家の積極的関与が期待されています。

イ 当会では、平成17年度東北弁連定期大会（秋田大会）のシンポジウム『法教育の実践をめざして』を行って以降、担当委員会を設け、以下のとおり継続的な取り組みを行っています。

i ジュニアロースクール

平成18～21年、毎年度1回、合計4回「ジュニアロースクール」を行いました。これは、中学生を公募し、秋田弁護士会館で法教育の授業を行うという企画です。各回のテーマは、私法と契約（平成18年度）、刑事模擬裁判（平成19年度）、司法（平成20年度）憲法（平成21年度）でした。いずれも、生徒を数個の小グループに別けて、小テーマについて議論させ、グループ毎の結論を集団討論する形式を基本とし、これに模擬体験（模擬契約や模擬裁判など）を加味する手法を採用しました。各回の参加生徒数は十名から十数名程度です。

ii 出前授業

当会では、学校から依頼を受けて講師を派遣し「出前授業」を行う体制作りとして、講師名簿と派遣要領を整備し、ホームページに案内を掲載しています。平成21年3月には、県外から経験豊富で先進的な授業を行っている弁護士を講師に招き、出前授業の講師のための研修会を実施しました。

もっとも、出前授業の依頼数は少なく、現在までのところ1年に1校程度です。ジュニアロースクールの出前授業風景



iii 秋田大学との連携

平成20年度、秋田大学教育文化学部井門政美教授の「学生と法曹三者による裁判員制度の模擬裁判」の準備に会員2名を派遣し、シナリオ作り等に協力しました。また、同模擬裁判で弁護人役を演じました。

③ 課題

県内教育関係者との連携、とりわけ社会科教師との連携が課題です。教師と弁護士による法教育研究会の立ち上げを模索しています。中学学習指導要領の改訂に一部法教育が取り入れられ、平成24年度から実施される予定であり、これを一つの目処として教育界へ積極的に働きかけたいと考えています。

2 高校生への消費者教育

① 現状

ア 多発する、高校生・若年者の消費者被害

高校生を含む若年者に、出会い系サイトや、携帯電話による架空請求詐欺の被害が多発しています。高校を卒業したばかりの新社会人、親元を離れ一人暮らしを始めた人たちの、マルチ商法やアクセサリ次々販売の被害も多くあります。

そして、サラ金・クレジットについての理解の不十分さに基づく、多重債務被害も存在しています。

イ 教育カリキュラムが十分でない

高校のカリキュラムには、社会の時間に消費者問題に関するものがあるとされています。しかし、高校の教師自身は消費者問題について十分な知識や経験を有しているとは限らず、また、授業時間もごくわずかであり、これによって高校生が実際に社会に出る際に、多発する消費者被害から身を守るものとして十分とは言い難い現状があります。しかしながら、教育現場では、外部講師を呼ぶだけの予算が十分ではありません。近時、秋田県では県生活センターの出前講座が利用されつつありますが、これらが教育の中に積極的に組み込まれているとはまだまだいえないのが実情です。

ウ 弁護士会の消費者教育講師派遣（平成3年以降）

秋田弁護士会では、平成3年から、県内各高校に対し、消費者教育のための講師を派遣する取り組みを行っています。被害の実情を知り、消費者被害の救済と予防にあたってきた弁護士により、直接、高校生に対し具体的な話しをすることは、非常に有意義なものといえます。

毎年、県内高校の約3分の1から派遣要請をいただき、派遣していますが、県予算の削減にともない、最近は減少傾向にあります。

エ 充実の必要性

消費者被害が一向に減らない現状、そして次々と複雑化巧妙化していく手口を考えると、現状のカリキュラムでは十分とは言い難く、消費者問題に精通する者によるより実践的な消費者教育が必要と考えられます。

② 今後の活動目標

ア 上記の現状と問題点を踏まえ、秋田弁護士会は、「消費者問題」について高校教育のカリキュラムをより充実させるよう働きかけ、実現させることを目指します。

イ また、高校消費者教育への外部講師として、十分な知識と能力を有する弁護士を準備し、提供できなければなりません。

そのためには、消費者問題全般についての基礎的な知識のみならず、受講者が興味を持ち講義内容を身につけられるような教授方法等も取得する必要があります。弁護士会では、これら技術の研鑽に努め、講師依頼に適切に対応できる体制を整備していきます。

3 自治体との協力

① 自治体等との協力

秋田弁護士会は、秋田県民の法律問題解決のためにさまざまな努力をしています。しかし、秋田県民が早期かつ的確に法律問題に対応できるようにするためには、秋田弁護士会の活動だけでは不十分です。そのため、秋田弁護士会では、秋田県民にとってより身近な存在である自治体その他の団体とも協力しています。

② 自治体等の法律相談活動

秋田県内では次の表の自治体等が無料法律相談を実施しており、秋田弁護士会は、無料法律相談を実施している自治体等に対し、相談担当弁護士を派遣しています。さらに、自治体等が開催するさまざまな研修会等にも、多くの弁護士を講師として派遣して、自治体等の活動に協力しています。

自治体	住所	連絡先	実施回数
秋田市	秋田市山王 1-1-1 市民相談室 (相談場所：市民相談室・土崎支所・ 西部市民サービスセンター・秋田テルサ)	018-866-2039 (予約全て)	40
鹿角市	鹿角市花輪字荒田 4-1	0186-30-0203(代表)	19
由利本荘市	由利本荘市尾崎 17 由利本荘市役所市民 相談班 (相談場所：市役所 5 階第 6 会議室)	0184-24-6251	5
羽後町	雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177 羽後町役場町民課	0183-62-1111(代表)	6
大館市	大館市字中条 20	0186-43-7044	4
横手市	横手市条里 1-1-1	0182-35-2161	12
秋田市社会福祉協議会	秋田市八橋 1-8-2 秋田市社会福祉協議会内	018-863-6006	16
同 出張ふれあい福祉相談 【河辺】	秋田市河辺北野田高野字前田表 66-1 河辺総合福祉交流センター	018-881-1205	
同 出張ふれあい福祉相談 【雄和】	秋田市雄和妙法字上大部 77-1 雄和ふれあいプラザ	018-886-5071	
潟上市社会福祉協議会	潟上市天王字上江川 47-441	018-878-6538	2
八郎潟町社会福祉協議会	南秋田郡八郎潟町字家ノ後 23-3 八郎潟町老人福祉センター内	018-875-3871(代表)	2
井川町社会福祉協議会	南秋田郡井川町寺沢字綱木沢 145-1	018-874-2611(代表)	2
大仙市社会福祉協議会	大仙市小貫高畑字中荒所 60-5	0187-63-0277	17
同 神岡支所	大仙市神宮寺字蓮沼 17 神岡福祉センター内	0187-72-2948	
同 西仙北支所	大仙市刈和野字本町 5 西仙北高齢者ふれあいセンター	0187-75-1145	

同 中仙支所	大仙市長野字柳田 24-3	0187-56-4670	
同 協和支所	大仙市協和境字野田 4	018-892-3532	
同 南外支所	大仙市南外字松木田 119 ぬくもりの郷	0187-74-2097	
同 仙北支所	大仙市板見内字一ツ森 410	0187-69-7799	
同 太田支所	大仙市太田町横沢字窪関南 501 太田保健センター内	0187-88-2940	
由利本荘市社会福祉協議会 由利支所	由利本荘市前郷字御伊勢下 4-1 由利福祉保健センター内	0184-53-2757(代表)	4
同 西目支所	由利本荘市西目町沼田字新道下 2-548	0184-33-2342(代表)	
同 岩城支所	由利本荘市岩城内道川字馬道 43-1	0184-73-3300(代表)	
能代市社会福祉協議会	能代市上町 12-32	0185-89-6000(代表)	8
横手市社会福祉協議会 横手福祉センター	横手市四日町 3-23	0182-36-5377	54
同 十文字福祉センター	横手市十文字町梨木字御休ノ上 29	0182-42-5858	
同 増田福祉センター	横手市増田町増田字土肥館 173	0182-45-4848	
同 山内福祉センター	横手市山内土淵字鶴ヶ池 31-3	0182-53-3009	
同 平鹿福祉センター	横手市平鹿町浅舞字蔭沼 289	0182-24-3283	
同 雄物川福祉センター	横手市雄物川町今宿字鳴田 150	0182-56-2072	
同 大雄福祉センター	横手市大雄字大関 310	0182-52-3311	
同 大森福祉センター	横手市大森町字菅生田 245-206	0182-26-3274	
財団法人秋田県長寿社会 振興財団	秋田市御所野下堤 5-1-1 中央シルバーエリア内	018-829-4165	32
秋田県身体障害者福祉協会 〔「障害者 110 番」〕	秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館内	018-864-2780	12
秋田県男女共同参画セン ター	秋田市中通 2-3-8 アトリオン 6 階	018-835-0999	20
秋田県生活センター〔「多 重債務に係る休日相談」〕	秋田市中通 2-3-8 アトリオン 7 階	018-836-7846	10
財団法人あきた企業活性化 センター	秋田市山王 3-1-1 秋田県庁第 2 庁舎 2 階	018-860-5610	24

③ 今後の活動

秋田県内の無料法律相談活動は、多くの自治体等で実施されていますが、その回数は十分なものではなく、無料法律相談活動を実施していない自治体も少なくありません。そのような状況において、湯沢市では、秋田弁護士会と提携し、無料法律相談を希望する湯沢市民に対して無料相談券を発行し、秋田弁護士会が主催する湯沢市での法律相談センターにおいて無料相談が受けられる制度を整えています。同様の制度が各自治体でも整備されることが望ましいところです。そのため、秋田弁護士会は、秋田県内すべての自治体等で無料法律相談が実施できるよう、各自治体にその協力を要請し、すべての秋田県民が法律相談を利用しやすい体制を構築するためさらに努力します。また、地域の人々から最初に相談を受ける機会が多い自治体担当者に対する研修活動や秋田弁護士会と自治体との情報交換等を活発化させ、自治体との連携により、秋田県民にとって弁護士がより身近な存在となるための活動を続けます。

4 ADR

ADR（裁判外紛争解決手続）とは、裁判によることなく、民事上の様々な争いごとを、公平な第三者が関与して解決するための手続です。

これまでも、秋田県内には、個別労働関係紛争あっせん制度、建築工事紛争審査会、公害審査会、男女共同参画苦情処理審査会など、行政機関によるADRがありました。平成19年に、「裁判外紛争処理解決手続の促進に関する法律」（いわゆるADR法）が施行されたことにより、民間事業者が法務大臣の認証を受けておこなうADRの制度ができました。認証を受けた機関によるADR手続では、時効中断効、訴訟手続の中止等の効果も認められるため、市民にとってより利用しやすくなりました。平成21年、秋田弁護士会は、秋田県土地家屋調査士会と「境界問題相談センターあきた」設立についての基本協定を締結しました。ADRは、柔軟な方法で、簡易、迅速に紛争を解決できる特色があります。ただし、適切な紛争解決がなされるためには、弁護士会と弁護士の積極的な関与がなければならないと考えます。秋田弁護士会は、民間のADRについては、これらの特色を踏まえたうえで検討し、将来的には秋田弁護士会が運営するADRの設立も視野に入れ、裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう努力いたします。

5

裁判所・検察庁に 向けた働きかけ



裁判所・検察庁に
向けた働きかけ

1 裁判所

① 現 状

ア 現在、秋田県内には、高等裁判所として、仙台高等裁判所秋田支部（秋田市）があります。地方及び家庭裁判所としては、秋田市に秋田地方裁判所・家庭裁判所本庁があり、大館、能代、本荘、大館、横手、大曲の各支部が置かれています。また、秋田家庭裁判所大館支部には鹿角出張所がおかれ、秋田家庭裁判所大曲支部には角館出張所がおかれています。そして、秋田、男鹿、能代、本荘、大館、鹿角、横手、湯沢、大曲及び角館の各簡易裁判所が置かれています。

イ 秋田地裁館内の本庁・支部・出張所における裁判官数と民事事件や破産事件数とその推移は次頁表1のとおりです。

裁判所に申立てされる民事事件数は、ここ数年急増し、平成16年と比べると、平成21年では本庁では2倍以上、支部ではそれ以上となっています。特に大曲支部以外での支部での民事事件の増加が著しいものとなっていますが、ほとんどが、ここ10年で弁護士が新たに開業ないし増加した支部で、背景には過払金請求訴訟の急増がありますが、弁護士の開業ないし増加によって、地域の司法需要が掘り起こされた結果でもありと考えられます。また、破産の申立て件数はここ数年横ばいないし減少傾向にあります。これは民事再生事件の申立てができるようになった結果であり、全体として破産・再生等の債務関連事件は増加傾向にあります。

ウ 一方で、裁判官数は、ここ10年を見ても、地裁・簡裁ともほとんど変わりません。また、本荘支部は裁判官が常駐しておらず、開廷日も週2日しかありません。大館支部と大曲支部では、裁判官3名で審理する合議事件のために本庁から裁判官が填補されていますが、医療過誤事件や建築紛争等の専門性の高い訴訟は本庁で審理されることが多くなっています。さらに、平成19年1月から、本荘支部の民事執行事件が本庁に移管されるなど、事件処理の本庁集中が進められています。

平成18年から始まった労働審判は秋田地裁本庁でしか審理されませんし、平成21年から始まった裁判員裁判も実施されるのは秋田地裁本庁だけとされています。

② 課 題

事件数の増加に比べて、裁判官が増加していません。検証や鑑定実施数の推移からは、裁判官を増やしてゆとりを持って充実した審理をしてもらうようにする必要があります。また、本荘支部にも裁判官を常駐させ、もっと地域の人々にとって使い易い裁判所とする必要があります。

家庭裁判所での遺産分割等の家事調停は、解決までに長期間かかることが少なくありません。争点が多岐にわたるとか難解な場合などは、早い段階から裁判官が積極的に関与すれば早期の解決が期待できると解されますが、裁判官が多忙でなかなか実現していません。

また、労働審判は、賃金不払いや突然の解雇などについて、個々の労働者と事業者間の紛争を迅速に解決する手段ですから、秋田県内の各地裁支部で実施される必要があります。

そして、もっとも住民に身近な裁判所である家庭裁判所や簡易裁判所の家事調停・審判や民事調停を迅速で気軽に利用できる紛争解決のための司法手続きとする必要があります。このためには、秋田でも、家事調停官や民事調停官といった非常勤裁判官への弁護士

表1：秋田管内の裁判所における裁判官と事件数の推移

庁名	年度	裁判官数（兼任数・*填補）				新受事件数						
		民事	刑事	家裁	実数	民事（一般）	民事破産	刑事	人事	乙調停	乙外調停	
仙台高裁秋田支部	H16年					122		59				
	H17年	6(3)	6(3)	6(3)	3	119		64				
	H18年	6(3)	6(3)	6(3)	3	150		61				
	H19年	6(3)	6(3)	6(3)	3	137		35				
	H20年	6(3)	6(3)	6(3)	3	117		49				
	H21年	6(3)	6(3)	6(3)	3							
地裁・家裁	本庁	H16年				364	826	323	30	168	292	
		H17年	5	3	4(4)	8	343	856	379	48	170	268
		H18年	5(1)	4(1)	5(5)	9	448	792	385	41	163	242
		H19年	5(1)	4(1)	5(5)	9	563	622	244	34	159	241
		H20年	5	3	4(4)	8	742	587	236	36	189	254
		H21年	6(1)	3(1)	6(6)	8						
	能代	H16年					58	183	21	2	37	55
		H17年	1(1)	1(1)	1(1)	1	59	139	43	2	23	44
		H18年	1(1)	1(1)	1(1)	1	109	125	37	0	29	46
		H19年	1(1)	1(1)	1(1)	1	157	144	29	4	28	45
		H20年	1(1)	1(1)	1(1)	1	153	124	24	1	33	34
		H21年	1(1)	1(1)	1(1)	1						
	本庄	H16年					54	164	19	6	22	53
		H17年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	25	172	22	6	30	60
		H18年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	88	115	13	3	17	56
		H19年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	119	112	25	5	34	50
		H20年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)	130	82	47	11	53	63
		H21年	1(1)	1(1)	1(1)	(1*)						
	大館	H16年					62	254	113	3	51	60
		H17年	3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	70	256	102	2	30	46
		H18年	3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	133	221	76	12	33	54
		H19年	3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	250	222	60	9	52	65
		H20年	3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)	233	200	70	5	63	59
		H21年	3(3)	3(3)	3(3)	2(1*)						
横手	H16年					88	292	70	18	56	119	
	H17年	1(1)	1(1)	1(1)	1	121	251	77	10	43	84	
	H18年	1(1)	1(1)	1(1)	1	130	204	56	19	45	91	
	H19年	1(1)	1(1)	1(1)	1	222	229	82	6	35	66	
	H20年	1(1)	1(1)	1(1)	1	208	199	60	10	39	92	
	H21年	1(1)	1(1)	1(1)	1							
大曲	H16年					78	268	98	13	20	58	
	H17年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	86	239	81	15	29	62	
	H18年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	91	262	59	4	29	42	
	H19年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	114	228	51	7	43	67	
	H20年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)	129	170	86	13	31	34	
	H21年	3(3)	3(3)	3(3)	1(2*)							
鹿角出	H16年								0	20	17	
	H17年								0	6	17	
	H18年								0	11	15	
	H19年								0	23	18	
	H20年								0	3	15	
角館出	H16年								0	5	30	
	H17年								0	12	25	
	H18年								0	14	20	
	H19年								0	16	25	
	H20年								0	9	20	

※「乙調停」とは、婚姻費用分担や遺産分割等、調停が成立しないときに審判へ移行する調停を指す。

※「乙外調停」とは、離婚や養子縁組解消など、上記の「乙調停」以外の調停を指す。

裁判所・検察庁に
向けた働きかけ

任官を進める必要がありますし、民事調停や家事調停における弁護士の調停委員を増員することで、調停制度をより適切で迅速な紛争解決の場とする必要があります。

③ 今後に向けて

秋田弁護士会は、裁判官増員、特に本荘支部に裁判官を常駐させること、労働審判を少なくとも県北と県南の各1支部でも実施すること、秋田での非常勤裁判官の導入、弁護士の調停委員の増員等について、裁判所と協議するとともに、日本弁護士連合会とともに粘り強く要求していきます。

また、裁判所に市民の声を反映させるシステムとして、秋田地方裁判所委員会と秋田家庭裁判所委員会があります。いずれも裁判所や裁判の運営に市民の意見を反映させるための委員会で、裁判官、検察官、弁護士の委員もいますが、全委員の3分の2以上が市民委員で構成されており、年3回程度開催されています。これまで、この秋田の裁判所委員会の市民委員らの提言で、秋田県内の裁判所の本庁と各支部において、利用者アンケートが実施されるようになりました。市民委員の意見で、「裁判所前」というバス案内がされるようにもなりました。秋田弁護士会は、裁判所委員会の活動を積極的に支援していきます。

2 検察庁

① 現 状

秋田県内には、秋田市に秋田地方検察庁の本庁があり、支部として大館、能代、大曲、横手及び本荘の各支部があります。また、比較的軽微な刑事事件を取り扱う区検察庁として、秋田、男鹿、能代、本荘、大館、鹿角、横手、湯沢、大曲及び角館の各区検察庁があります。検察官数は検事正を入れて14名でそのうち7名が副検事です。平成20年度の秋田地方検察庁管内の検察官の配置状況は、表2のとおりで、正検事のうち6名は秋田の本庁におり、能代、大曲及び横手支部には正検事が常駐していませんし、本荘支部には、正・副検事も常駐していません。

また、平成10年と、平成15年以降の秋田地方検察庁管内の道路交通法違反を除く事件の新受件数、公判請求数の推移は、表3のとおりです。

表2：平成20年度の検察官配置状況

検察官数	正検事	副検事
秋田地検本庁	6	0
秋 田 区 検	(1)	3
男 鹿 区 検		(1)
能代支部・区検		1
本荘支部・区検		(1)
大館支部・区検	1	1
鹿 角 区 検		(1)
横手支部・区検	(1)	1
湯 沢 区 検		(2)
大曲支部・区検	(1)	1 + (1)
角 館 区 検		(2)
合 計	7	7

表3：秋田地方検察庁管内の事件数と検察官数の推移

	H10年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21*年
新受事件数(道路交通法違反除く)	8,204	9,321	9,021	9,056	9,163	7,890	6,966	5,489
公判請求数		994	918	977	828	703	720	513
検察官数	15	13	13	14	14	15	14	14
正検事数	7	7	7	7	8	8	7	7

※平成21年は、10月時点での数値。

※新受件数と公判請求数は、法務省統計による。

② 課 題

事件数、公判請求数ともここ2年は減少傾向となっておりますが、10年前の比べて大きく減少しているわけではありません。ところが、検察官数、それも正検事の人数が平成20年度になって減少しています。新受件数だけでも、検察官1人当たり500件を越えており(検事正、次席検事を除く)、裁判員制度が開始していることからしても、かなりの過重負担となっていると考えられます。検察官不足は、追起訴が遅れ、そのため被疑者・被告人の勾留や裁判の期間が長期化したり、多数の被害者がいる投資詐欺等の複雑な事件の処理が遅れて被害救済に支障が生じてしまうことが心配されます。また、正検事の数が必要なため、本来窃盗など比較的軽微な事件の捜査や裁判を取扱う副検事が、地方検察庁において取扱う事件の捜査や裁判を数多く取扱っています。

③ 今後に向けて

検察官、特に正検事を増員するとともに、検察官の非常駐支部をなくす必要があります。秋田弁護士会は、自治体や地方議会あるいは日本弁護士連合会とともに粘り強く検察官の増員を要求していきます。

秋田弁護士会常設相談窓口

法律相談は、原則として電話予約が必要です。

弁護士会の執務時間は、平日、午前9時から午後5時までです。

予約なく来訪された場合は、他の予約が入っているためお待ちいただくか、その日のご相談に応じられない場合がありますので、事前に電話で予約を取るようになさいます。予約を取り消す場合も、必ず電話でご連絡を下さい。

【一般法律相談等】

(予約電話：018-896-5599)

有料法律相談

相談料：1回の相談時間は30分以内で、相談料は1回30分以内5,250円です。

収入によっては、法テラスの相談援助を利用できる場合があります。

事件依頼：担当弁護士に直接事件を依頼することもできます。

事件を依頼する場合の着手金等は、担当弁護士に直接お尋ね下さい。

弁護士会館での法律相談

相談日時：平日、午後1時～4時

法律事務所での法律相談

実施日時：平日、午前10時～正午

実施場所：秋田弁護士会法律相談センターが案内する秋田市内の法律事務所

夜間相談：毎週月・木曜日は、午後5時～7時の相談を予約することもできます。

サラ金・クレジット等多重債務に関する相談

実施日時：平日、午前9時～午後5時

実施場所：秋田弁護士会法律相談センターが案内する法律事務所

相談料等：1回の相談時間は30分以内で、相談料は初回に限り無料です。

2回目以降の相談につきましては、30分以内5,250円です。

事件を依頼する場合の着手金等は、担当弁護士に直接お尋ね下さい。

秋田市以外での有料法律相談（予約電話：018-896-5599）

予約受付時間は、平日、午前9時から午後5時までです。相談は原則予約制となっております。

相 談 料：1回の相談時間は30分以内で、相談料は1回30分以内5,250円です。
 収入によっては、法テラスの相談援助を利用できる場合があります。
 事件依頼：担当弁護士に直接事件を依頼することもできます。

平成22年3月時点での各法律相談センターの相談日は以下のとおりです。

大館法律相談センター
 相談日時：毎週金曜日

能代法律相談センター
 相談日時：毎週金曜日

由利本荘法律相談センター
 相談日時：毎週木曜日

大仙法律相談センター
 相談日時：毎週水曜日

横手法律相談センター
 相談日時：毎週木曜日

湯沢法律相談センター
 相談日時：毎週月曜

【無料法律相談】（予約電話：018-862-3770）

交通事故相談

実施日時：毎週水・金曜日、午前9時30分～正午
 ただし、予約が入っていない場合は、相談日の当日でも相談は可能です。
 相談場所：秋田弁護士会館

子どもの人権無料法律相談

予約制です。日時・場所とも電話でお問い合わせください。



秋田市山王6-2-7
 秋田弁護士会
 URL <http://akiben.jp/>
 TEL：018-862-3770
 FAX：018-823-6804



案内看板（けやき通り）

あきたの司法 2010 (秋田地域司法計画)

発行日 2010年(平成22年)3月

発行者 秋田弁護士会

〒010-0951

秋田市山王六丁目2番7号

TEL 018-862-3770

FAX 018-823-6804

製作 秋田文化出版



(秋田弁護士会館)

秋田弁護士会
Akita Bar Association